3.5 景観

主要な自然的景観資源及び文化的景観資源並びに主要な眺望地点は、表3-18及び図3-10に示すとおりである。

(1)自然的景観資源及び文化的景観資源の状況

自然的景観資源としては、事業予定区域の北側約1.5kmの高森山公園（岩切城跡）や西側約1.5kmの鶴ヶ谷中央公園周辺があり、文化的景観資源としては、高森山公園（岩切城跡）や北北西側約2.8kmの松森城跡がある。

また、事業予定区域北東側約4kmの加瀬沼や多賀城跡付近には、自然的景観資源及び文化的景観資源が点在している。

(2)眺望地点の状況

主要な眺望地点としては、高森山公園（岩切城跡）及び松森城跡がある。

表3-18　主要な自然的・文化的景観資源及び主要な眺望地点

No.	名称	景観資源		眺望地点	文献			
		自然的景観資源	文化的景観資源		①	②	③	④
1	多賀城政庁跡		●		●			
2	高森山公園（岩切城跡）	●	●	●		●		●※
3	鶴ヶ谷中央公園周辺	●				●		
4	与兵衛沼・大堤公園周辺	●				●		
5	松森城跡	●	●	●		●		
6	釦町通「ケヤキ並木」	●				●		
7	加瀬沼	●					●	●
8	塩釜街道		●				●	
9	山王・南宮板倉		●				●	
10	あやめ園	●					●	
11	多賀城跡桜	●					●	
12	六月坂桜	●					●	
13	多賀城跡 多賀城南門政庁間道路（通称：ハギ大路）		●				●	

※ 「県民の森」として掲載されている。
注) No.は、図3-10に対応する。
出典：文献①：「みやぎ身近な景観百選」（平成24年9月、宮城県都市計画課）
　　　文献②：「杜の都 わがまち緑の名所100選」（平成29年2月、仙台市）
　　　文献③：「見る・学ぶ・遊ぶ」（平成29年6月閲覧、多賀城市観光協会）
　　　文献④：「利府のオススメビューポイント」（平成29年9月閲覧、利府町観光協会）
　　　※ なお、「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成29年3月、仙台市）において「自然景観資源」が選定されているが、調査範囲に位置するものはなかった。

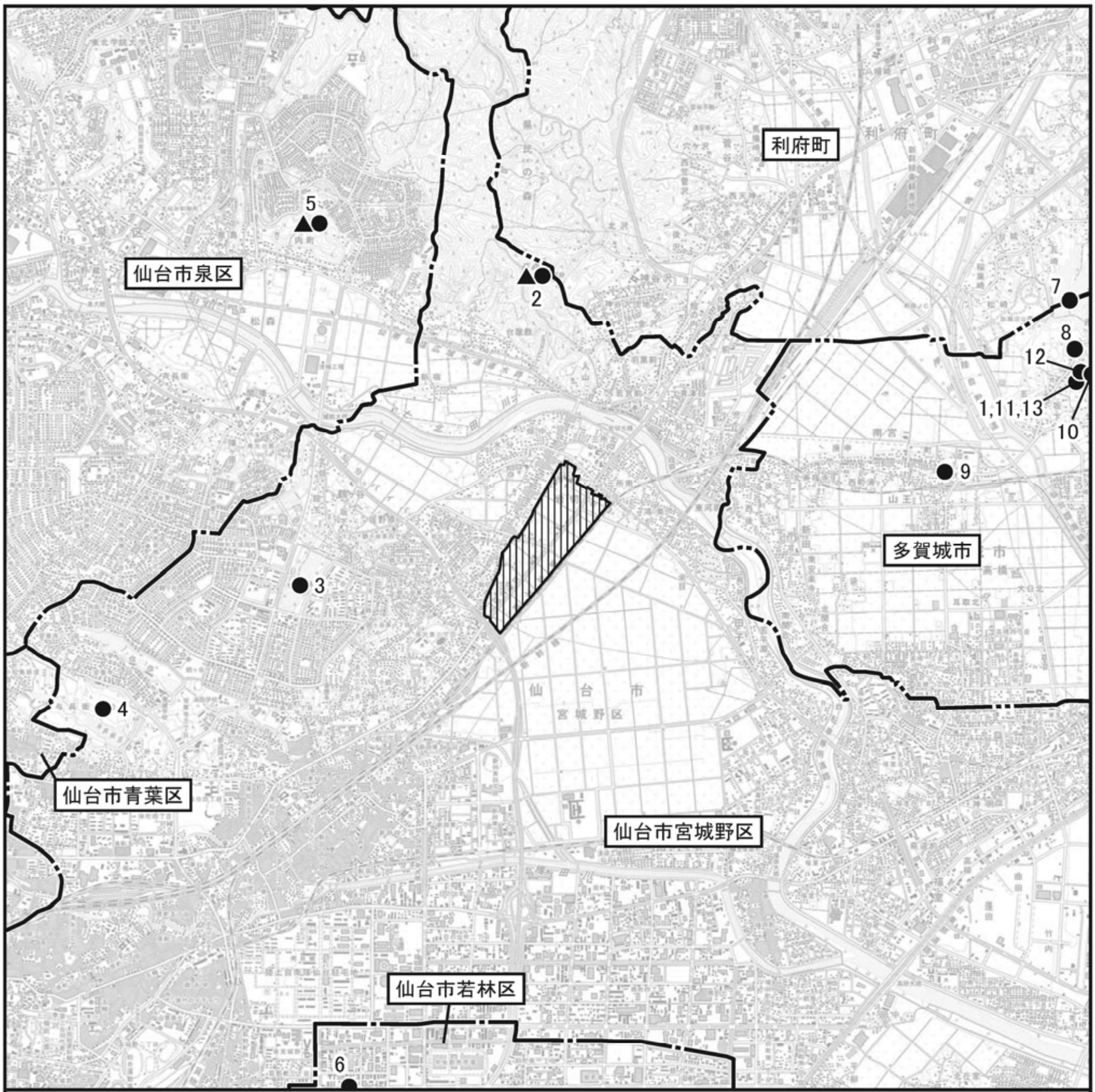

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- ● 主要な景観資源
- ▲ 主要な眺望地点

注）図中の番号は、表3-18に対応する。
出典：「みやぎ身近な景観百選」（平成24年9月、宮城県都市計画課）
「杜の都 わがまち緑の名所100選」（平成29年2月、仙台市）
「見る･学ぶ･遊ぶ」（平成29年6月閲覧、多賀城市観光協会）

図3-10　主要な景観資源・眺望地点の位置

S=1/50,000
0　0.5　1.0　1.5　2.0km

N

3.6 自然との触れ合いの場

調査範囲における自然との触れ合いの場は、表3-19及び図3-11に示すとおりである。事業予定区域の北側約800mに宮城県緑地環境保全地域である「県民の森」が存在するほか、特別緑地保全地区、保存緑地、都市計画公園、都市公園等が存在する。

なお、事業予定区域には、これら自然との触れ合いの場は存在しない。

表3-19　自然との触れ合いの場（都市公園等）

都市公園

所在地	公園No.		名　称
仙台市	1-M-	1	燕沢公園
		3	西田公園
		11	山崎東公園
		12	屋鋪公園
		13	鶴ヶ谷七丁目南公園
		14	鶴ヶ谷八丁目公園
		23	鶴ヶ谷六丁目公園
		24	鶴ヶ谷七丁目北公園
		26	新田公園
		30	小鶴公園
		32	沢北公園
		33	菖蒲沢東公園
		34	青津目公園
		35	鴻巣1号公園
		37	佐野原公園
		40	畑中公園
		41	鴻巣2号公園
		44	山崎西公園
		46	若宮前公園
		47	吉ヶ沢公園
		49	羽黒前公園
		51	東河原公園
		53	三所北公園
		63	若宮前2号公園
		69	鶴ヶ谷東公園
		75	燕沢東三丁目公園
		76	鶴ヶ谷南公園
		77	岩切小児公園
		80	鶴ヶ谷六丁目東公園
		82	田子袋河原公園
		87	鶴ヶ谷菖蒲沢公園
		91	田子鳥井公園
		93	岩切水分公園
		95	三所北2号公園
		96	燕沢三丁目公園
		97	三所北3号公園
		98	鶴ヶ谷菖蒲沢2号公園
仙台市	1-M-	103	岩切観音前公園
		104	燕沢三丁目2号公園
		105	田子鳥井2号公園
		106	山崎西2号公園
		108	鴻巣3号公園
		126	燕沢二丁目公園
		130	小鶴一丁目北公園
		133	燕沢東二丁目公園
		140	鴻巣4号公園
		141	鶴ヶ谷舘下公園
		145	鶴ヶ谷東四丁目公園
		151	鶴ヶ谷東三丁目公園
		153	鶴ヶ谷東二丁目公園
		155	田子一丁目南公園
		156	燕沢東一丁目きただ公園
		157	畑中2号公園
		160	鶴ヶ谷東二丁目東公園
		162	余目公園
		166	燕沢東一丁目公園
		167	畑中東公園
		168	観音前西公園
		169	鶴ヶ谷東一丁目公園
		170	三所北4号公園
		171	岩切1号公園
		175	岩切昭和北公園
		179	苗代沢公園
		182	新田東五丁目北公園
		183	新田東五丁目南公園
		184	新田東二丁目公園
		190	小鶴二丁目公園
		192	岩切駅南公園
		193	鶴ヶ谷東四丁目2号公園
		199	鶴ヶ谷東一丁目2号公園
		202	岩切2号公園
		203	新田二丁目公園
	1-I-	126	鶴が丘一丁目公園
		131	松木沢公園
仙台市	1-I-	134	長岫公園
		200	松木沢北公園
		216	松森台公園
	2-M-	10	燕沢中央公園
		11	新田東中央公園
	3-M-	1	鶴ヶ谷中央公園
	4-M-	1	七北田川岩切大橋緑地
		2	七北田川田子緑地
		3	七北田川岩切緑地
	7-M-	1	高森山公園
	9-I-	2	鶴ヶ城公園
	11-M-	3	燕沢二丁目緑地
		6	鶴ヶ谷東二丁目緑地
	11-I-	20	鶴が丘緑地
多賀城市	A-	1	新田1号公園
		2	新田2号公園
		3	新田3号公園
		4	新田4号公園
		5	新田5号公園
		7	南安楽寺公園
		8	河原公園
		9	新田後公園
		10	南安楽寺2号公園
		11	南関合公園
		12	南関合西公園
		13	新田新後公園
		14	新田後2号公園
		15	冠公園
		16	どんぐり公園
		17	北関合公園
	C-	9	北寿福寺中公園
		10	北寿福寺2号公園
利府町		a	ちびっこ広場6
		b	ちびっこ広場7
		c	ちびっこ広場22
		d	ちびっこ広場27
		e	ちびっこ広場28

注1）網掛けは、都市計画公園を示す。
注2）利府町の公園No.は、本書において便宜上つけたNo.である。

特別緑地保全地区

所在地	公園No.	名　称
仙台市	4	燕沢三丁目特別緑地保全地区

保存緑地

所在地	公園No.	名　称	所在地	公園No.	名　称	所在地	公園No.	名　称
仙台市	3	善応寺	仙台市	17	案内沢北	仙台市	29	大拙庵

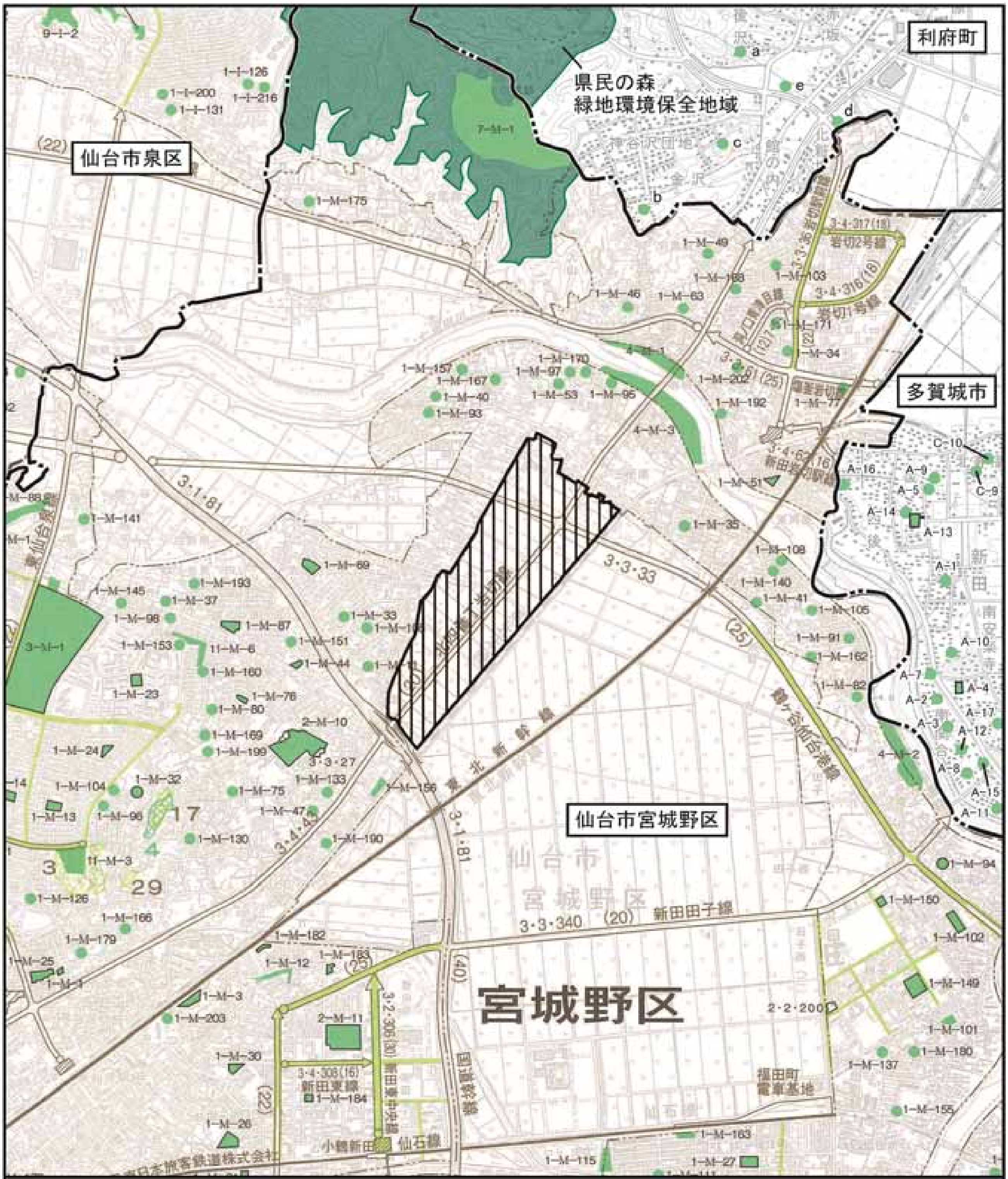

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 宮城県緑地環境保全地域
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 都市計画公園
- 都市公園
- 都市計画緑地
- 風致地区
- 特別緑地保全地区
- 保存緑地（杜の都の環境をつくる条例）
- 街路樹

出典：「仙台市公園・緑地等配置図（平成27年4月1日現在）」（仙台市建設局）
「多賀城市公園・緑地等管理図（平成24年6月28日作成）」（多賀城市）、「公園一覧表」（平成29年9月閲覧、利府町ホームページ）

図3-11
自然との触れ合いの場（都市公園等）の分布

S=1/25,000
0　200　400　600　800　1,000m

N

3.7 文化財

(1)指定文化財

調査範囲における指定文化財等の分布状況は、表3-20(1)～(3)及び図3-12に示すとおりであり、国指定文化財として、特別史跡の「多賀城跡」「山王遺跡千刈田地区」、史跡の「岩切城跡」等がある。また、市指定文化財として、仙台市に「東光寺の石窟群域・西平場」、多賀城市に「南安楽寺古碑群」等がある。なお、利府町には町指定文化財及び町指定登録文化財は存在しない（平成29年9月、利府町生涯学習課聞き取り）。

事業予定区域には指定文化財等は存在しない。

表3-20(1)　指定文化財の状況（国指定文化財）

指定区分	No.	名称	員数	所在地	指定年月日
史跡	1	岩切城跡	1ヶ所	仙台市宮城野区岩切字入山、利府町	昭和57年8月23日
天然記念物	2	苦竹のイチョウ	1本	仙台市宮城野区銀杏町	大正15年10月20日
特別史跡	3	多賀城跡	―	多賀城市市川	昭和41年4月11日
特別史跡	4	山王遺跡千刈田地区 (多賀城跡附寺跡)	―	多賀城市山王	平成5年9月22日 (追加指定)
重要文化財 (古文書)	5	多賀城碑	1基	多賀城市市川字田屋場	平成10年6月30日

注) No.は、図3-12に対応する。
出典：「仙台市の指定・登録文化財」（平成29年6月閲覧、仙台市教育委員会文化財課）
「多賀城市の文化財（指定文化財）」（平成27年3月更新、多賀城市教育委員会）
「文化財マップ」（平成27年7月更新、多賀城市教育委員会）
「国指定文化財等データベース」）（平成29年9月閲覧、文化庁）

表3-20(2)　指定文化財の状況（市指定文化財）

指定区分	No.	名称	員数	所在地	指定年月日
建造物	6	善応寺開山堂	1棟	仙台市宮城野区燕沢2丁目	昭和43年2月15日
歴史資料	7	原町苦竹の道知るべ石	1基	仙台市宮城野区原町3丁目	昭和52年3月1日
史跡	8	東光寺の石窟群域・西平場	未登録	仙台市宮城野区岩切字入山地内	平成18年1月17日
史跡	9	松森焔硝蔵跡	―	仙台市泉区南光台東2丁目	昭和62年5月1日
史跡	10	善応寺横穴古墳群	1ヶ所	仙台市宮城野区燕沢2丁目	昭和43年2月15日
―	11	南安楽寺古碑群	―	多賀城市新田字南安楽寺48付近	昭和48年12月18日
―	12	伏石	―	多賀城市市川字坂下71	昭和48年12月18日

注) No.は、図3-12に対応する。
出典：「仙台市の指定・登録文化財」（平成29年6月閲覧、仙台市教育委員会文化財課）
「多賀城市の文化財（指定文化財）」（平成27年3月更新、多賀城市教育委員会）
「文化財マップ」（平成27年7月更新、多賀城市教育委員会）

表3-20(3)　指定文化財の状況（市登録文化財）

指定区分	No.	名称	員数	所在地	指定年月日
彫刻	13	十一面観音菩薩立像	1躯	仙台市宮城野区燕沢2丁目	平成9年3月25日
彫刻	14	毘沙門天立像	1躯	仙台市宮城野区燕沢2丁目	平成9年3月25日

注) No.は、図3-12に対応する。
出典：「仙台市の指定・登録文化財」（平成29年6月閲覧、仙台市教育委員会文化財課）

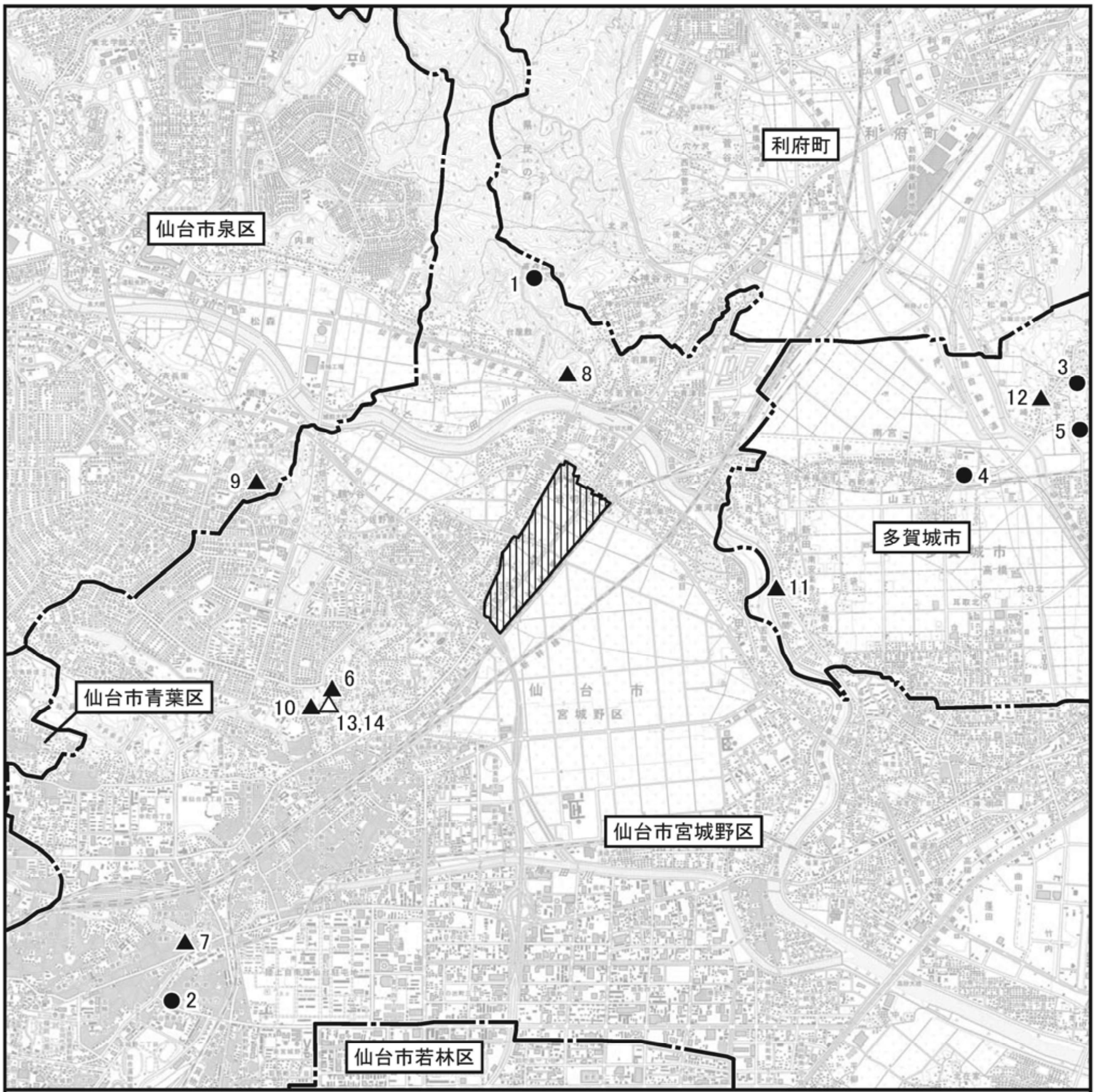

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- ● 国指定文化財(1～5)
- ▲ 市指定文化財(6～12)
- △ 市登録文化財(13～14)

注）図中の番号は、表3-20(1)～(3)に対応する。
出典：「仙台市の指定・登録文化財」(平成29年6月閲覧、仙台市教育委員会文化財課)
「多賀城市の文化財(指定文化財)」(平成27年3月更新、多賀城市教育委員会)
「文化財マップ」(平成27年7月更新、多賀城市教育委員会)

図3-12　指定文化財等の分布状況

S=1/50,000
0　0.5　1.0　1.5　2.0km

N

(2)埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の分布状況は、表3-21及び図3-13に示すとおりであり、調査範囲には城跡、遺跡及び窯跡等が点在する。

事業予定区域には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表3-21　埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

No.	名称	所在地		No.	名称	所在地	
1	岩切城跡	仙台市宮城野区	岩切字入山ほか	35	羽黒前遺跡	利府町	神谷沢字金沢ほか
2	東光寺遺跡		岩切字入山,台屋敷	36	館ノ内遺跡		神谷沢字館ノ内ほか
3	若宮前遺跡		岩切字若宮前	37	塚元古墳		菅谷字塚元・赤坂
4	洞ノ口遺跡		岩切字洞ノ口,青津目	38	西天神遺跡		菅谷字西天神
5	今市遺跡		岩切字三所北	39	産野原遺跡		菅谷字産野原
6	鴻ノ巣遺跡		岩切字鴻ノ巣	40	北沢横穴墓群		神谷沢字北沢
7	岩切畑中遺跡		岩切字稲荷西	41	笠菅沢遺跡		菅谷字笠菅沢
8	燕沢遺跡		燕沢東三丁目ほか	42	穴ヶ沢遺跡		菅谷字穴ヶ沢
9	小鶴城跡		新田三丁目	43	東天神遺跡		菅谷字廻
10	善応寺横穴墓群		燕沢二丁目	44	菅谷館跡		菅谷字廻
11	大蓮寺窯跡		東仙台六丁目	45	穴薬師磨崖仏南馬場崎横穴墓群		菅谷字馬場崎
12	安養寺下瓦窯跡		東仙台六丁目	46	菅谷薬師神社横穴墓群		菅谷字山苗代・字廻字南熊野前
13	安養寺中囲窯跡		安養寺三丁目	47	馬場崎B遺跡		菅谷字馬場崎
14	安養寺配水場前窯跡		安養寺三丁目	48	馬場崎遺跡		菅谷字馬場崎
15	桝江遺跡		桝江	49	北熊野前遺跡		菅谷字北熊野前
16	神明社窯跡		枡江	50	法印塚遺跡		菅谷字新山苗代
17	与兵衛沼窯跡		小松島新堤ほか	51	山苗代遺跡		菅谷字山苗代
18	庚申前窯跡		二の森	52	山岸遺跡		沢乙字山岸
19	鶴巻遺跡		鶴巻一丁目・二丁目	53	大沢東A遺跡		沢乙字大沢東
20	中野高柳遺跡		中野字高柳ほか	54	前田遺跡		沢乙字前田
21	松森城跡	仙台市泉区	松森字内町ほか	55	八幡崎A遺跡		沢乙字高嶋前
22	住吉遺跡		南光台東	56	八幡崎B遺跡		利府字八幡崎
23	長岫遺跡		南光台東二丁目	57	深山遺跡		沢乙字深山
24	新田遺跡	多賀城市	新田・山王・南宮	58	沢乙遺跡		沢乙字熊野堂
25	安楽寺遺跡		新田字上・南安楽寺	59	深山館跡		沢乙字深山
26	山王遺跡		山王・南宮・市川	60	熊野堂遺跡		沢乙字熊野堂
27	特別史跡山王遺跡		山王字千刈田	61	利府城跡		利府字館・字城内
28	内館跡		南宮	62	蓮沼遺跡		森郷字蓮沼
29	山地田館跡		山王	63	関根遺跡		森郷字関根
30	大日北遺跡		高橋字大日北	64	北窪遺跡		加瀬字北窪
31	市川橋遺跡		市川・浮島・高崎	65	天形遺跡		加瀬字天形
32	特別史跡多賀城跡		市川・浮島	66	窪遺跡		加瀬字東ヶ窪
33	六貫田遺跡		八幡・東田中・高崎	67	加瀬遺跡群		加瀬字松崎・字稲葉崎・字台城
34	大日南遺跡		高橋四丁目				

注）No.は、図3-13に対応する。
出典：「仙台市の遺跡」（平成29年6月閲覧、仙台市教育委員会文化財課）
「多賀城市遺跡地図」（平成28年3月4日、多賀城市教育委員会）
「埋蔵文化財包蔵地一覧表」「遺跡地図」（平成29年2月1日、利府町生涯学習課）

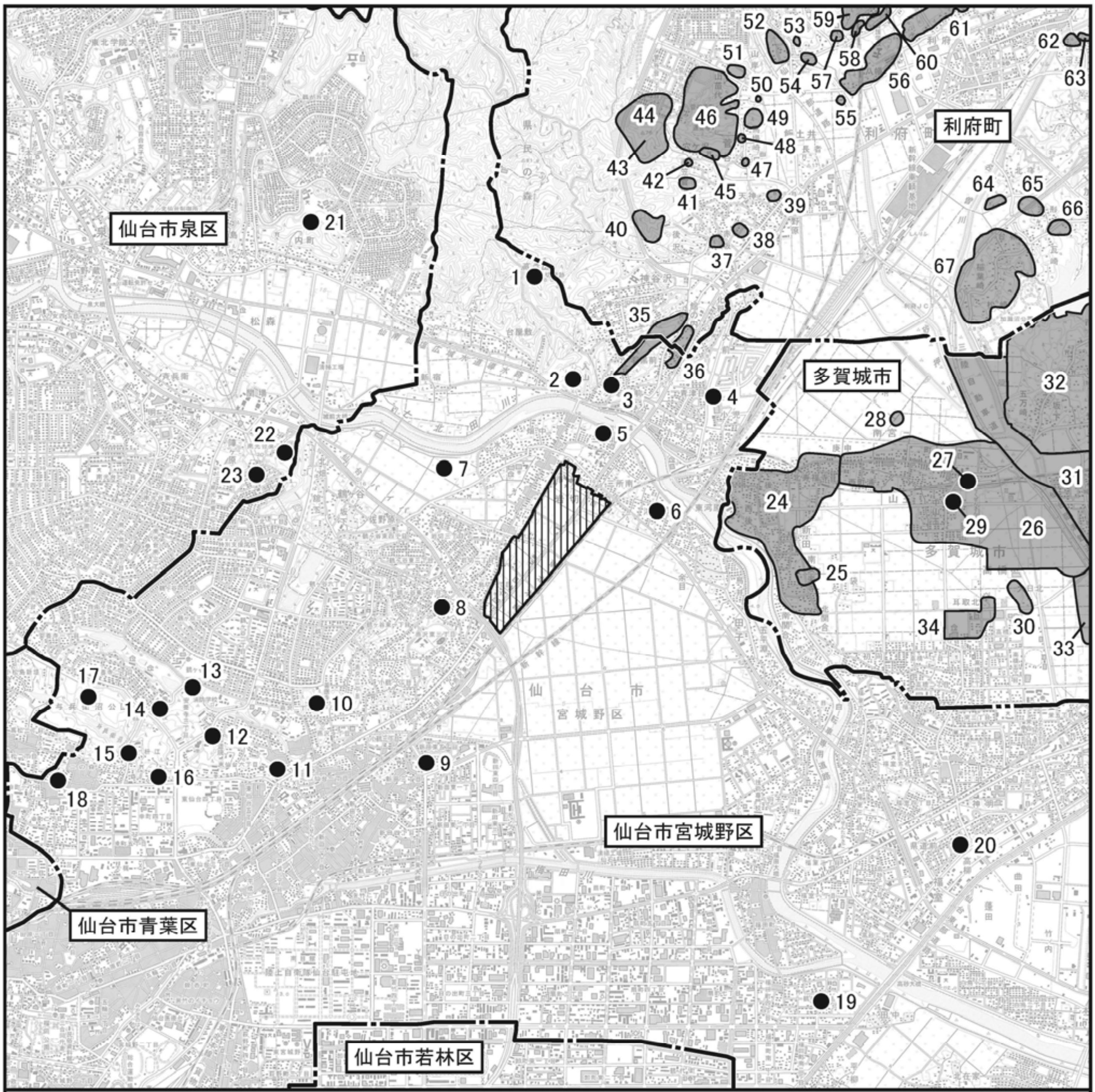

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 埋蔵文化財包蔵地

注）図中の番号は、表3-21に対応する。
出典：「仙台市の遺跡」（平成29年6月閲覧、仙台市教育委員会文化財課）
「多賀城市遺跡地図」（平成27年3月4日、多賀城市教育委員会）
「埋蔵文化財包蔵地一覧表」「遺跡地図」（平成29年2月1日、利府町生涯学習課）

図3-13　埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の分布状況

S=1/50,000
0　0.5　1.0　1.5　2.0km

N

3.8 その他

(1)用途地域

調査範囲の用途地域の指定状況は図3-14に示すとおりである。事業予定区域は、市街化調整区域である。

(2)法令等に基づく指定・規制

本事業に関連する主な関連法令等は、表 3-22 に示すとおりである。

表3-22　本事業に関連する主な関連法令等

	主な関連法令等及び指定状況等		参照図
自然環境保全に係る指定地域等	自然環境保全地域及び緑地環境保全地域	調査範囲には、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は存在しないが、「宮城県自然公園条例」に基づく緑地環境保全地域として、「県民の森」と「加瀬沼」がある。	図 3-15
	鳥獣保護区	事業予定区域は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている。	図 3-16
	風致地区	調査範囲では、「都市計画法」に基づき、「安養寺」が指定されている。	図 3-17
	特別緑地保全地区及び緑化重点地区	調査範囲では、「都市緑地法」に基づき、「燕沢三丁目」が特別緑地保全地区に指定されている。なお、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区は存在しない。	図 3-17
	保安林	調査範囲には、「森林法」に基づく水源かん養保安林、干害防備保安林及び保健保安林が存在する。	図 3-18
	保存樹木、保存樹林、保存緑地	調査範囲には、仙台市「杜の都の環境をつくる条例」、「多賀城市樹木の保存に関する要綱」及び「利府町文化財保護条例」に基づく「保存樹林」は存在せず、事業予定区域内に「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」は存在しない。	図 3-19
防災に係る指定地域等	急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所	調査範囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定地域（急傾斜地崩壊危険区域）や、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び土石流危険区域が存在する。	図 3-6

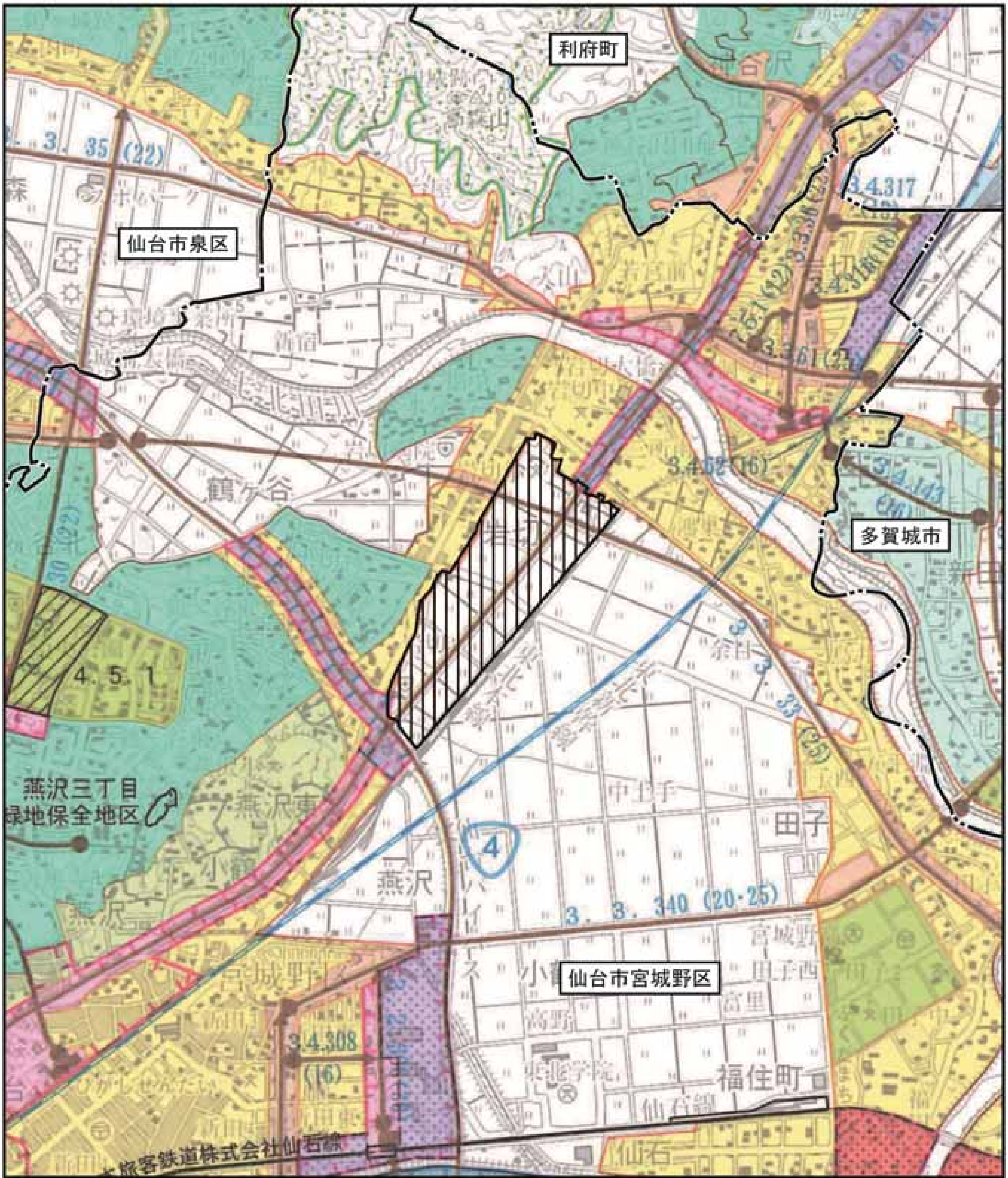

凡　例

事業予定区域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	商業地域
市町界	第二種低層住居専用地域	第二種住居地域	準工業地域
区　界	第一種中高層住居専用地域	準住居専用地域	工業地域
	第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業専用地域

出典：「仙塩広域都市計画総括図」（平成29年4月、宮城県）

図3-14　都市計画図

S=1/25,000
0　200　400　600　800　1,000m

N

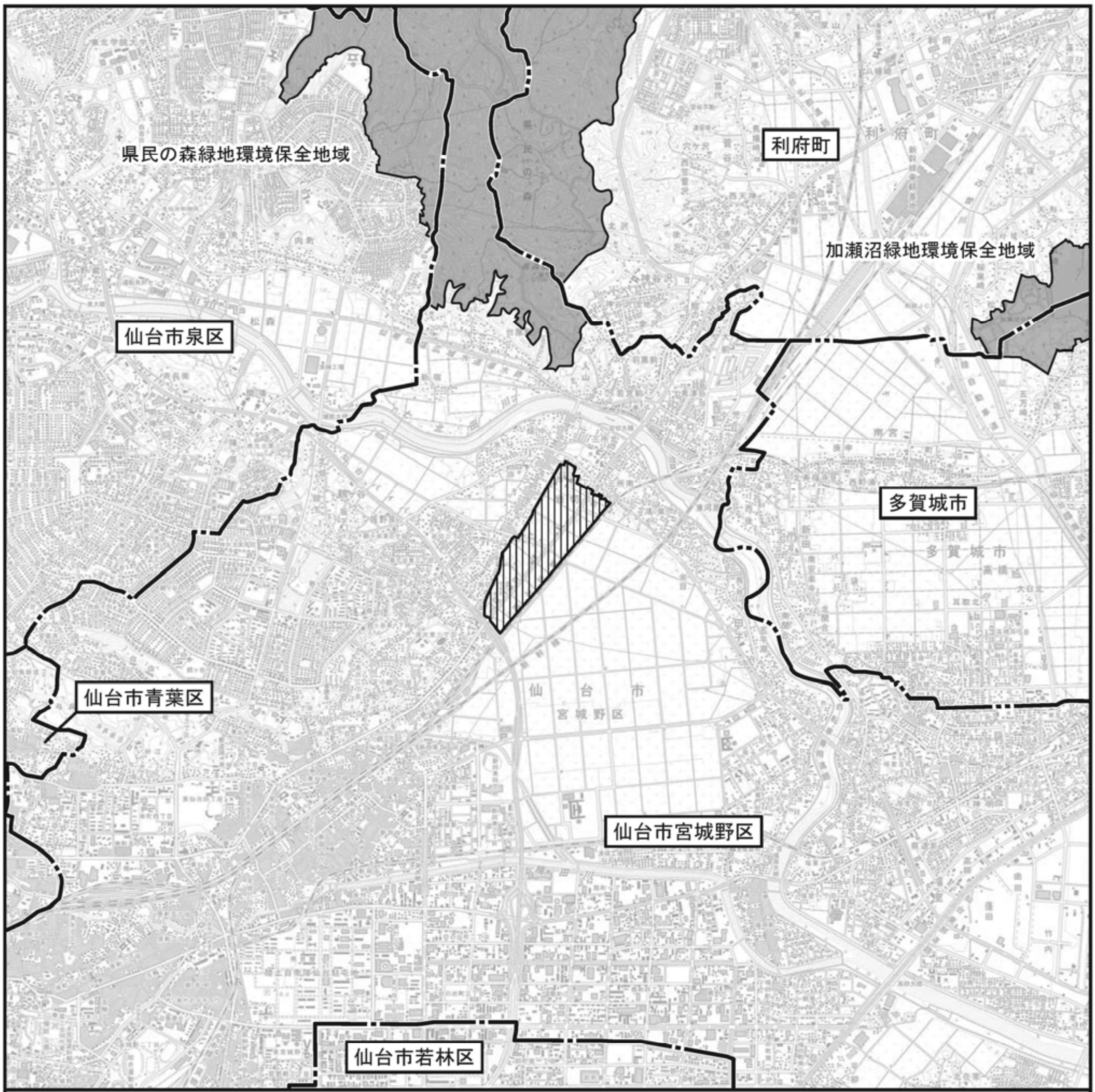

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 緑地環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（平成27年4月更新、宮城県環境生活部）

図3-15　緑地環境保全地域の指定状況

S=1/50,000　0　0.5　1.0　1.5　2.0km

N

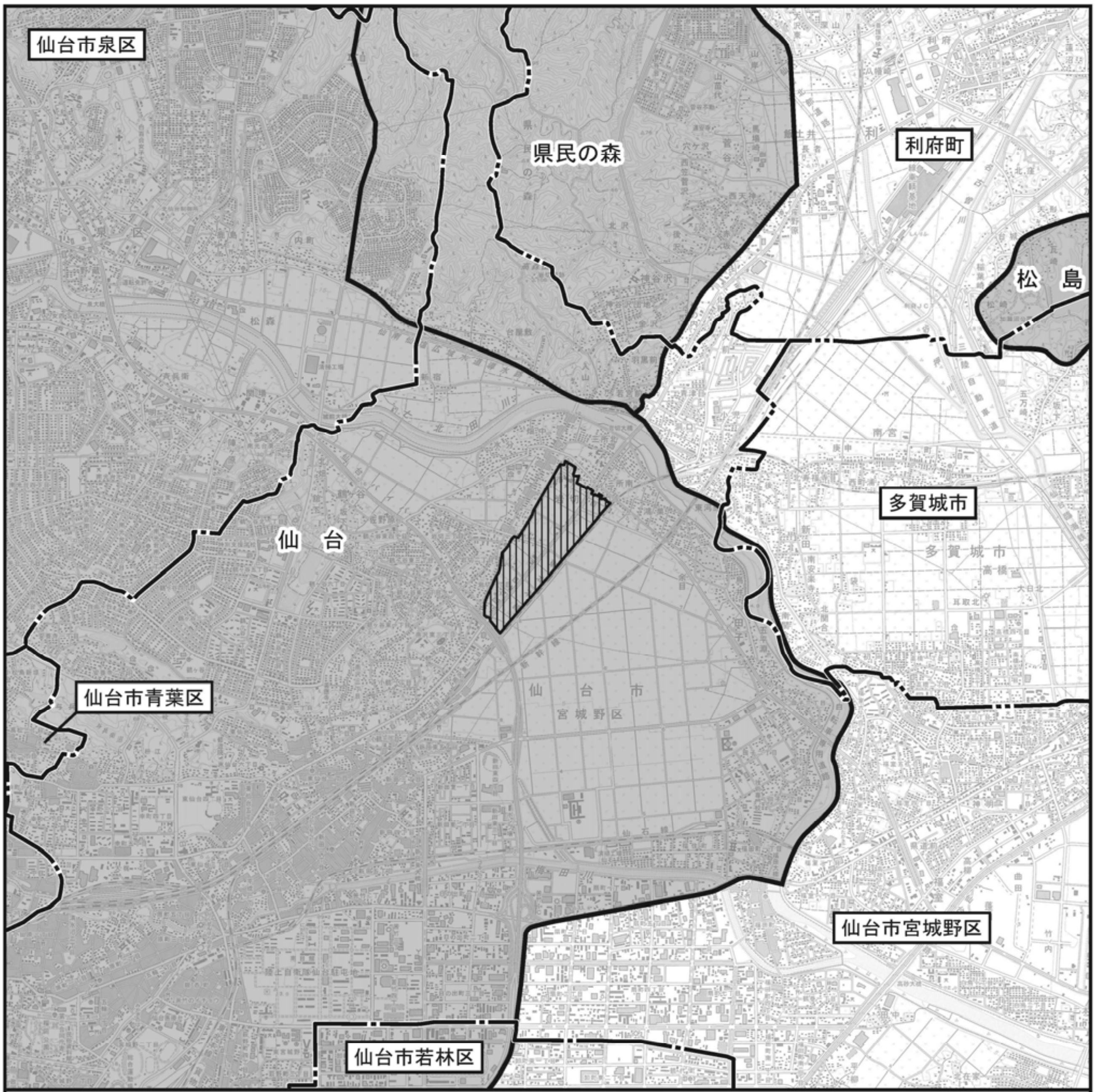

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 鳥獣保護区

出典：「平成28年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成28年10月、宮城県）

図3-16　鳥獣保護区の指定状況

S=1/50,000
0　0.5　1.0　1.5　2.0km

N

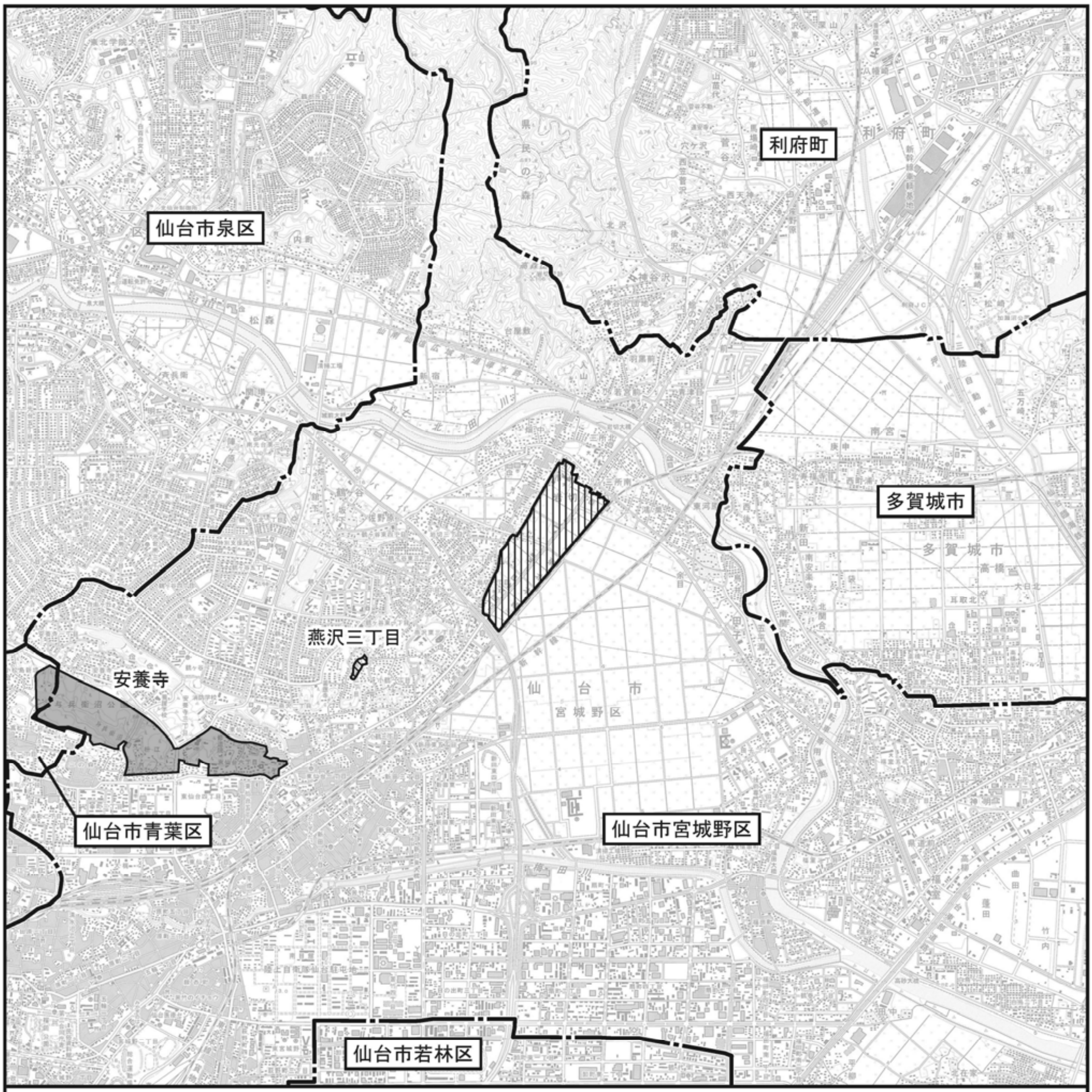

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 風致地区
- 特別緑地保全地区

出典：「都市緑化データベース 風致地区の指定状況」（平成27年3月、国土交通省都市局）
「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（平成29年7月閲覧、仙台市）
「仙台市公園・緑地等配置図（平成27年4月1日現在）」（仙台市建設局）

図3-17　風致地区及び特別緑地保全地区の指定状況

S=1/50,000
0　0.5　1.0　1.5　2.0km

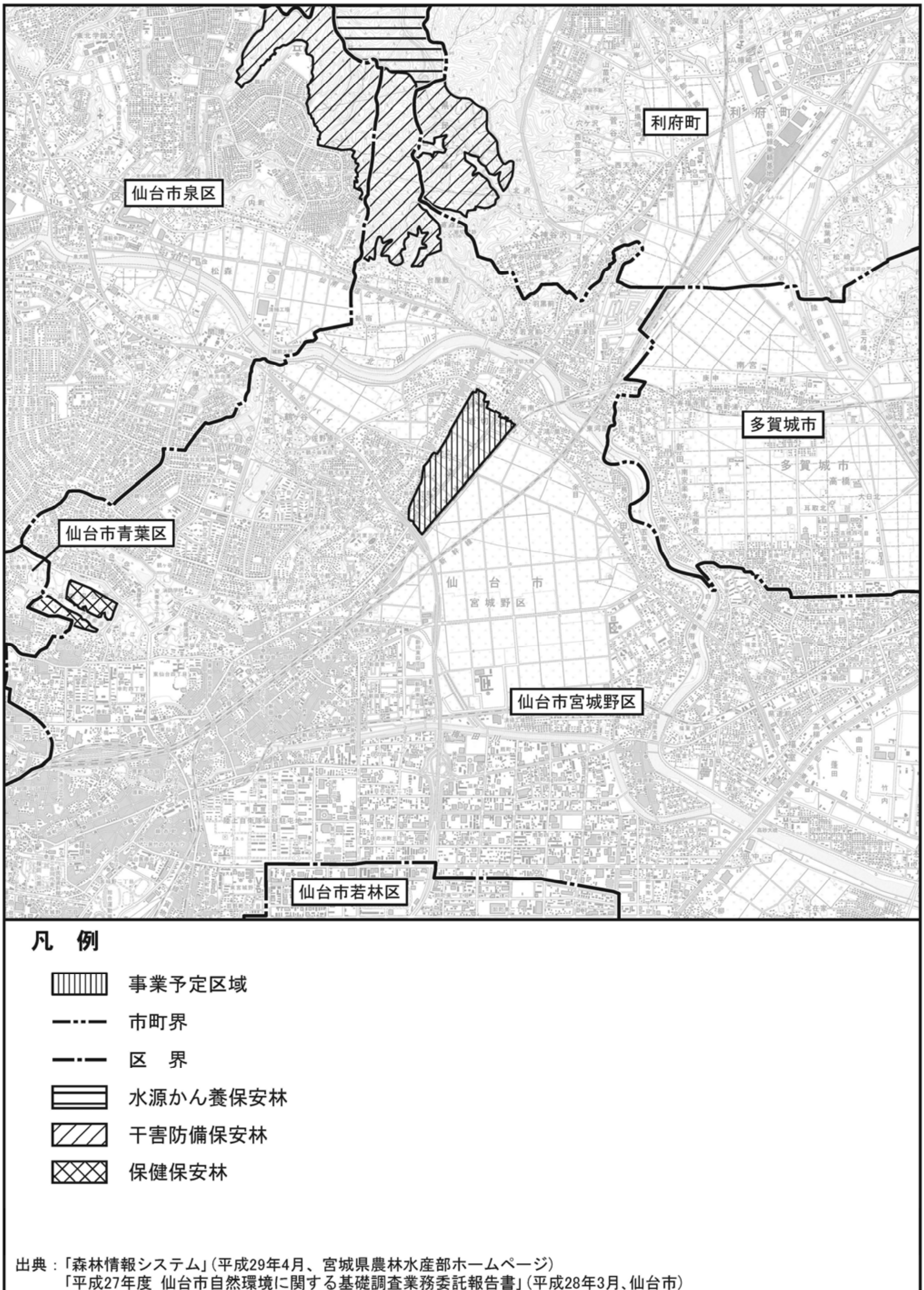

出典：「森林情報システム」（平成29年4月、宮城県農林水産部ホームページ）
「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月、仙台市）

図3-18　保安林の指定状況

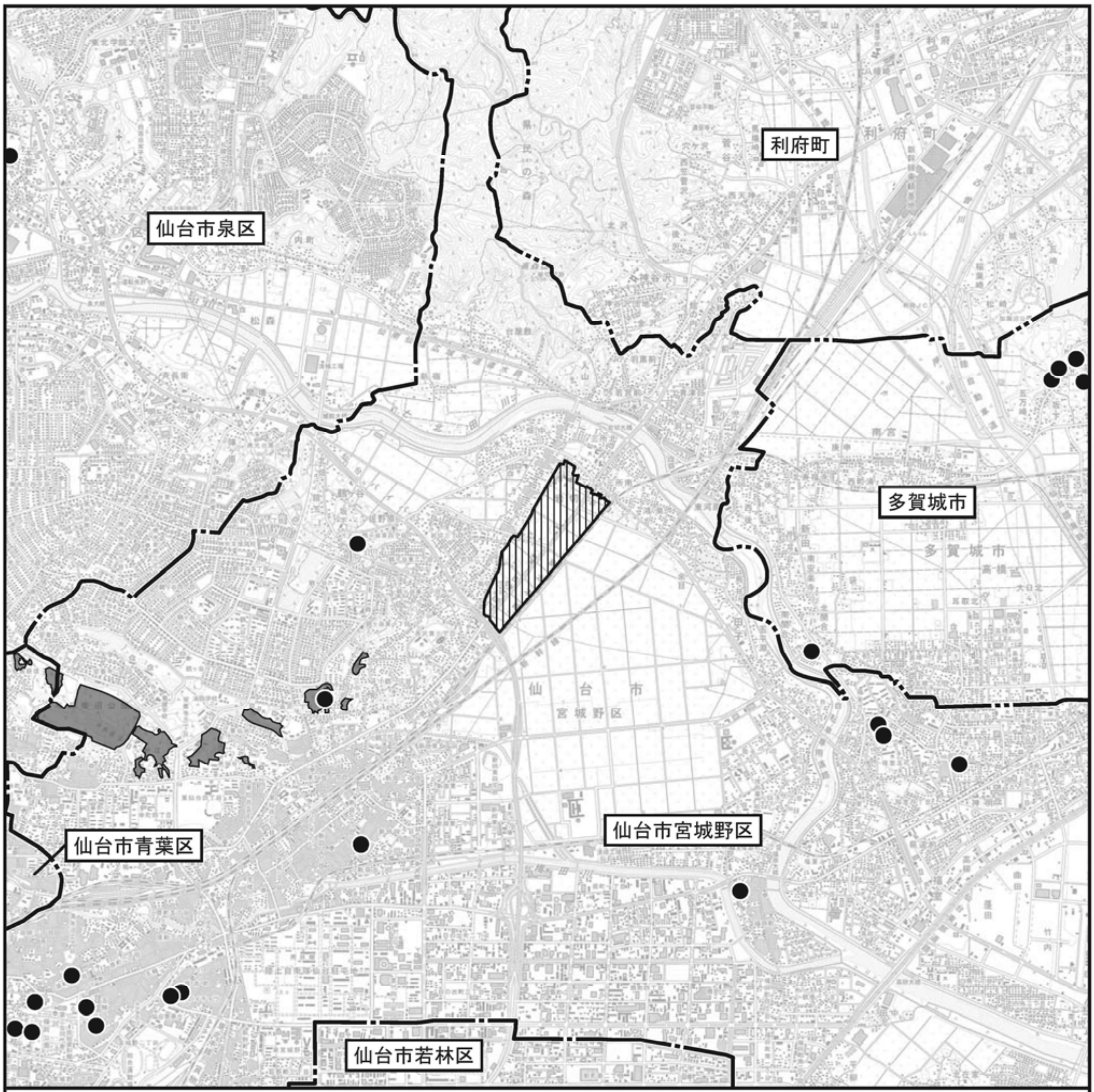

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 保存樹木
- 保存緑地

出典：「杜の都の名木･古木」（平成29年4月、仙台市）
「保存樹木」（平成27年3月、多賀城市ホームページ）
「仙台市公園･緑地等位置図」（平成27年4月、仙台市）

図3-19　保存樹木・保存緑地位置

S=1/50,000

0　0.5　1.0　1.5　2.0km

N

(3)行政計画・方針等

1)仙台市総合計画

仙台市では、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示した「基本構想」と、それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び中間計画である「実施計画」の3つで構成される「仙台市総合計画」を策定している。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間と定めている。

基本構想では、「未来を育み創造する学びの都」、「支え合う健やかな共生の都」、「自然と調和し持続可能な潤いの都」及び「東北を支え広く交流する活力の都」といった4つの都市像が掲げられている。

また、基本計画では、区別の施策の基本方向が示されており、事業予定区域が位置する宮城野区及び圏域ごとの施策の基本方向は表3-23～24に、宮城野区の地域区分図は図3-20に示すとおりであり、事業予定区域は北部住宅・田園地域に位置している。

表3-23　宮城野区における主な施策の基本方向

宮城野区の主な施策の基本方向	
「自然の恵みと調和しつつ、安全・安心の宮城野の里」をめざして	・近い将来に発生が確実視される宮城県沖地震や津波、大雨などによる被害を最小限にとどめるため、地域防災力の向上、民間住宅等の耐震対策の支援など、災害に強いまちづくりの促進を図ります。 ・区の地勢的状況や都市化に伴う内水被害への対策として、雨水排水対策を推進します。 ・都市計画道路など、区内の主要幹線道路の整備を推進します。また、幹線的な道路の拡幅や歩道設置、事故多発の交差点・踏切などの改善を実施し、地域内交通の円滑化を図っていきます。 ・老朽化がみられる公園や植栽の適正な管理など、安全確保と防犯対策の向上を図ります。 ・岩切大橋や高砂大橋などの地域の主要橋りょうの補修工事の実施や、区内全域の街路灯の照度アップを図り、安全で安心な通行を確保していきます。 ・七北田川や蒲生干潟等の海岸線、貞山運河などを結び、相乗的に豊かな水辺環境の創出を図り、その魅力を発信していきます。 ・地域で活動する企業・団体、さらに市民活動の力を得て区の独自事業として取り組んでいる「おらほの公園草刈隊」のさらなる広がりに向けて、積極的な支援策を展開します。
「広く交流し、活力あふれる宮城野の里」をめざして	・仙台の新しい顔である仙台駅東口から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場に至る宮城野通周辺での活力ある賑わい創出のため、道路・公園等の公共空間を活用したイベントなどの開催を支援していくとともに、宮城野通に面する企業・団体・町内会などと連携し、快適な空間を創出していきます。 ・鉄道の各駅前広場と路線バスとの結節機能を高め、日常生活における交通の利便性の向上を図ります。 ・都市圏北部の大規模製造業の立地などに伴う仙台塩釜港および周辺地区の物流・交流機能の強化に向けた取り組みを進めます。また、仙台塩釜港一帯を市民が集う憩いの場とするため、魅力ある公園の整備を進めます。 ・地域が持つ魅力を掘り起こし、人が集まる活力に満ちたまちづくりを進めます。 ・図書館、区中央市民センター、児童館などを併設した複合施設宮城野区文化センターを開設し、さまざまな交流を促進します。 ・市民力のさらなる発展を支援するため、みやぎの区民協議会と連携し、区に縁のある個人や活動団体のネットワーク形成の機会を提供します。 ・農に関する情報提供や交流機会の創出、食育の推進など、市民の相互理解やパートナーシップの形成により、都市部と農村部の「ひと」と「もの」が交流する仕組みを構築します。
「人々が支え合い、共生する宮城野の里」をめざして	・育児サークル、保育所、児童館、市民センター、民生児童委員等の地域の子育て支援関係者との協働により、子どもと子育て家庭を応援する地域コミュニティづくりを進めます。 ・乳幼児、児童、青少年などの健全育成の観点から、地域団体や関係機関と連携して、孤立する子育て家庭への予防対応を含む要保護児童対策を推進します。 ・介護予防・健康づくりを自主サークル活動などの住民主体の取り組みとすることにより、希薄になりつつある人々のかかわりの機会を確保し、人々が支え合う地域づくりを進めます。 ・認知症やうつといった高齢社会における課題への対応を通して、人々が支え合う地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにします。 ・地域住民、関係機関と協働して防犯活動を進めます。 ・女性や高齢者、障害者などの状況を視野に取り込みながら、地域住民や関係機関と協働で、地震、津波などの減災への取り組みを進めます。 ・マンション等の集合住宅における町内会の形成促進をはじめ、地域活動の中心となる町内会の支援を行うなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
「生涯を通じて学び、次世代を育む宮城野の里」をめざして	・自らが暮らす地元の歴史や文化を学ぶ地元学発祥の区として、世代間交流を図りながら、地域文化を継承するなどの地元学の新たな展開を、小中学校などと連携し、推進します。 ・地域課題について市民センターと共有を図りながら、市民センターの生涯学習機能と区役所の地域支援機能を融合し、地域づくり活動を推進します。 ・区内に数多く存在する史跡や埋蔵文化財包蔵地について適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的地域資源の良好な保存に努めます。 ・教育における「生きる力」の育成には、幅広い体験活動などが必要とされる中、地域と学校との相互連携を支援していきます。 ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの中で、初めて子育てを経験する親とその子どもの育ちのため、孤立化を防ぐためのコミュニケーション能力の育成に取り組みます。 ・宮城野区のさまざまな資源を活用しながら、市民活動・地域活動を支えている市民力の育成と向上支援を継続的に行います。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月、仙台市）

表3-24　宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向

宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向	
都心および 周辺地域	・宮城野通を軸とした周辺の賑わいや活力創出のため、新しいまちづくりや道路・公園等を活用したイベントなどの開催を支援します。 ・仙台駅東第二土地区画整理事業を推進するとともに、その進捗にあわせ、地区内にある公園の整備や、地域の活力を向上する取り組みを進めます。 ・宮城野通に面する企業・団体・町内会などによる宮城野通り愛護協力会一斉美化清掃活動などと連携し、快適な空間を創出していきます。 ・宮城野通の自転車道整備を継続して進めることや、緑豊かな杜の都づくりを推進するため緑の回廊の充実を図ることで、仙台の東の玄関にふさわしい都市景観を構築します。 ・市民の憩いの場であり歴史的な背景のある榴岡公園において、適正な維持管理や改修を行います。 ・都市計画道路元寺小路福室線の宮城野橋架け替え等、仙台駅東地区や五輪地区の道路改良工事などを継続的に進めます。 ・市道などの歩道拡幅工事や、交差点改良、段差解消工事を行い、人と車にやさしい道路を整備していきます。 ・児童の急増に対応するため、新田小学校の増改築を進めます。 ・仙台駅東地区の雨水排水能力の向上を計画的に進めます。
丘陵住宅地域	・水辺と緑を身近に体験できる貴重な場所であり、埋蔵文化財包蔵地にも指定されている与兵衛沼公園を、自然体験型の都市公園として整備を進めていくとともに、本市の重要な歴史的地域資源として良好な保存に努めます。 ・高齢化率の高い鶴ケ谷地区において、健康づくりの拠点として鶴ケ谷中央公園を含め隣接する市道などの再整備を行うとともに、住民との協働による健康づくり事業を展開することにより、高齢者をはじめとする幅広い人々が安心して暮らせる魅力的なまちづくりをめざします。 ・市道の橋りょう拡幅工事や、歩道整備を行い、円滑な通行の確保と安全な歩行空間の確保を図ります。 ・鶴ケ谷市営住宅において、老朽化した施設の建て替えを進めるとともに、鶴ケ谷地区の再生に寄与する拠点の形成を図ります。また、公共施設のバランスある配置に努めます。
北部住宅・ 田園地域	・児童生徒の増加などに対応し、小中学校の増改築などを進めます。 ・子育て世代の転入者が増加する中、まとまりのあるコミュニティが存在する地域特性を生かしつつ、子育て講座の開催等により形成された新しいネットワークとの再構築を進めるなど、子育て環境の整備を行います。 ・新たな市街地が形成されようとしている岩切駅東土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内の公園整備を進めます。 ・市道の歩道を設置するなど、安全な歩行空間の確保を推進するとともに、道路の防災化を進めるなど、災害に強い道路の整備を図ります。 ・周辺に新しい街が形成されつつある岩切駅において鉄道利用者の利便性の向上を図ります。 ・国史跡に指定されている岩切城跡について、適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的地域資源として良好な保存に努めます。 ・七北田川周辺の良好な水辺環境の創出を図ります。
東部住宅・産業・ 田園地域	・仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施します。 ・仙台塩釜港および周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、（仮称）仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。 ・市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施します。 ・蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図ります。 ・津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進めます。 ・西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図ります。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月、仙台市）

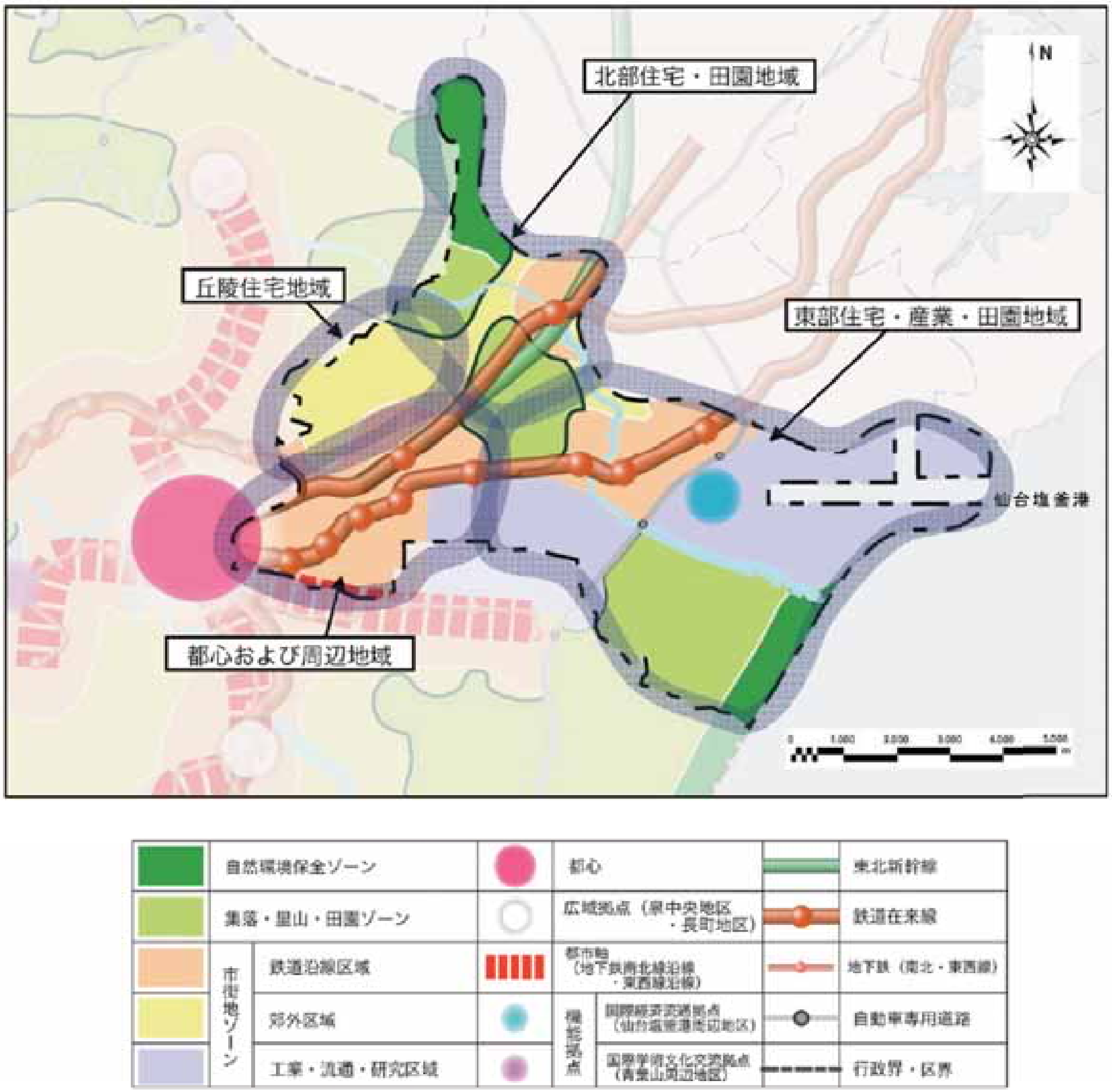

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台　総合計画2020」（平成23年3月、仙台市）

図3-20　宮城野区の地域区分図

2)仙台市都市計画マスタープラン

仙台市では、仙台市基本構想や基本計画、さらには仙台市震災復興計画を踏まえ、都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的に「仙台市都市計画マスタープラン」を策定している。計画期間は、平成24年度から平成32年度までの10年間と定めている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」を掲げ、この目標像を実現するために、今後取り組む5つの基本的な方向と15の方針を定め、具体的な施策展開の方向を示している（表3.2-25～26参照)。

また、都市づくりの目標像を実現するため、今後めざす都市空間形成の基本方針を定めており、都市空間を形成する土地利用の基本方針を「自然環境保全」、「集落･里山･田園」、「市街地」の3つのゾーンに区分して定めるとともに、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都市軸」と位置づけ、基本方針を定めている。

なお、事業予定区域は「集落・里山・田園ゾーン」に位置している。

表3-25　「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本的な方向

【都市づくりの目標像】杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市		
都市づくりの基本的な方向	土地利用	自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図る。
	交　通	公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図る。
	防災・環境	災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図る。
	緑・景観	都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図る。
	市民協働	きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図る。

出典:「仙台市都市計画マスタープラン　－都市計画に関する基本的な方針－」（平成24年3月、仙台市)

表3-26　「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる方針・施策の展開の方向

基本的な方向	方　針	施策の展開の方向
土地利用	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都市交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都市空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
	拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
	良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業･流通･研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
	郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落･里山･田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落･田園環境の再生
交　通	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
	便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
	環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
防災・環境	災害に強く安全で安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	エネルギー負荷の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築
緑・景観	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化･伝統などを生かした景観の形成
市民協働	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
	市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典:「仙台市都市計画マスタープラン －都市計画に関する基本的な方針－」（平成24年3月、仙台市）

3)杜の都環境プラン2011-2020

平成9年に策定された「杜の都環境プラン」（仙台市環境基本計画）の計画期間が、平成22年度末に満了となったため、仙台市では平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン2011-2020」を平成23年3月に改定した。なお、同プランは計画期間が10年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成27年度に中間評価が実施され、平成28年3月に計画の一部が改定されている。

「杜の都環境プラン2011-2020」では、まず環境都市像（表3-27参照）・都市の将来イメージ（表3-28及び図3-21参照）を描き、それらを実現するために、目標と施策（表3-29参照）をまとめている。

また、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の配慮の指針」（表3-30参照）を示している。

表3-27　環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台 －杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ－	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」（平成28年3月、仙台市）

表3-28　都市の将来イメージ

都市の将来イメージ		山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じとることができる姿となっています。
地区別の将来イメージ	市街地の姿	鉄道を基軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。 また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴ある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。
	郊外部(市街地以外の地域)の姿	豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。
	市街地と郊外部のつながり	自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫などが見られるようになっています。

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」（平成28年3月、仙台市）

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」（平成28年3月、仙台市）

図3-21　都市全体の将来イメージ

表3-29　環境施策

1.低炭素都市づくり	目標	○平成32年度（2020年度）における温室効果ガス排出量を平成22年度（2010年度）比で0.8%以上削減します。
	施策	・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2.資源循環都市づくり	目標	○平成32年度（2020年度）におけるごみの総量を360,000t以下とします。 ○平成32年度（2020年度）におけるリサイクル率を35%以上とします。 ○平成32年度（2020年度）における燃やすごみの量を305,000t以下とします。
	施策	・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3.自然共生都市づくり	目標	○平成32年度（2020年度）におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。 ○生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ○身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4.快適環境都市づくり	目標	○大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ○平成32年度（2020年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5.良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	○平成32年度（2020年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」（平成28年3月、仙台市）

表3-30 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照阻害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」（平成28年3月、仙台市）

4)仙台市みどりの基本計画

仙台市では、杜の都の環境をつくる条例第10条において、都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定めなければならないと規定していることから、平成24年度から平成32年度までを計画期間とする「仙台市みどりの基本計画」を策定している。

「仙台市みどりの基本計画」では、計画の対象は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされている。また、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、「百年の杜」を実現するため、表3-31に示すみどりの質（機能）に着目した5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。

また、仙台市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」を、緑地法において基本計画に定めることとしている緑化重点地区に指定し、緑化の推進を図っている。

事業予定区域は、これらの緑化重点地区に該当していない。

表3-31　「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
安全・安心のまちづくり	みどりによる津波防災プロジェクト
自然環境の保全・再生	みどりの骨格充実プロジェクト
生活環境の向上	街のみどり充実プロジェクト 魅力ある公園づくりプロジェクト
仙台らしさを育む	みどりの地域資源活用プロジェクト 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
市民協働の推進	市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月、仙台市）

5)仙台市地球温暖化対策推進計画

「仙台市地球温暖化対策推進計画」については、平成22年度をもって計画期間満了のため、次期計画の改定作業が進められていたが、東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定作業を見合わせていた。平成27年度に入り、温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業が再開され、平成28年3月に計画が改定された。計画の概要は、表3-32に示すとおりである。

表3-32　仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020の概要

温室効果ガスの 削減目標	2020（平成32）年度における温室効果ガス排出量を基準年度である2010（平成22）年度比で0.8%以上削減
実施施策 （施策体系）	1.杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造･配置を効率化する ・都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 ・分散型や面的なエネルギー利用の推進 ・自然環境の保全と継承
	2.環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する ・鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 ・環境負荷の少ない交通手段の選択促進
	3.省エネ･創エネ･蓄エネの普及拡大を図る ・省エネルギー設備・建築物の普及促進 ・創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大 ・蓄エネルギーの普及拡大 ・フロン類等の排出削減の徹底
	4.循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める ・市民・事業者・市の連携による3Rの推進 ・廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5.気候変動による影響を知り、リスクに備える ・気候変動による影響の把握と啓発 ・気候変動影響リスクの低減
	6.低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる ・低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×Eで低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだいE－Action

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」（平成28年3月、仙台市）

4．保全等に配慮すべき地域又は対象

4．保全等に配慮すべき地域又は対象

4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

4.1.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

事業予定区域及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

各ランクの対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-1(1)～(3)に示すとおりである。

・Aランク ：「特に保全重要度が高く、事業の立地を回避すべき地域又は対象」
・Bランク ：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
・Cランク ：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

表4-1(1)　保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由

【Aランク：特に保全重要度が高く、事業の立地を回避すべき地域又は対象】

区　分	選定基準	選定理由
A-①	指定文化財（天然記念物） 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している植物、地形･地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして、国、宮城県及び仙台市が指定している天然記念物、史跡及び建造物(有形文化財)であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	

表4-1(2)　保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由

【Bランク：事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象】

区　分	選定基準	選定理由
（土地の安定性）		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年 法律第29号)	治水上砂防のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」(昭和33年 法律第30号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域等であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年 法律第57号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

表4-1(3)　保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由

【Bランク：事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象】

区　分	選定基準	選定理由
（自然との触れ合い性）		
B-④	風致地区 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑤	緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和47年 宮城県条例第25号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	保存樹木、保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成18年 仙台市条例第47号) 「杜の都の名木・古木」(平成21年3月、仙台市建設局) 「多賀城市樹木の保存に関する要綱」 (昭和60年11月 告示第40号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地及び地域の美観風致を維持するために指定されている樹木であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	埋蔵文化財包蔵地 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして、国、宮城県及び仙台市が指定している埋蔵文化財包蔵地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
（生活環境の保全性）		
該当なし		

表4-1(4)　保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由

【Cランク：事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

区　分	選定基準	選定理由
（土地の安定性）		
C-①	1.災害の危険箇所（急傾斜崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び土石流危険区域） 「せんだいくらしのマップ」(仙台市ホームページ) 2.土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年 法律第57号)	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
（自然環境の保全性）		
C-②	学術上重要な地形・地質・自然現象 「日本の地形データブック第2集」 (平成14年 日本の地形データブック作成委員会) 「日本の典型地形 都道府県別一覧」 (平成11年、国土地理院) 「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)	学術上重要な地形・地質又は典型地形が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	自然性の高い植生（仙台市植生図） 「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月、仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	植物生育地として重要な地域 「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2013年版」(平成25年3月、宮城県)	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

表4-1(5)　保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準及び選定理由

【Cランク：事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

区　分	選定基準	選定理由
（自然環境の保全性）		
C-⑥	動物生息地として重要な地域 「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)	保全上重要な動物種の生息が確認されていることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
（自然との触れ合い性）		
C-⑧	自然的景観資源 「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市) 「みやぎ・身近な景観百選」(平成24年9月、宮城県) 「杜の都 わがまち緑の名所100選」 (平成29年2月、仙台市) 「見る・学ぶ・遊ぶ」(多賀城市観光協会ホームページ)	景観保全上重要な自然現象等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑨	文化的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」(平成24年9月、宮城県) 「杜の都 わがまち緑の名所100選」 (平成29年2月、仙台市) 「見る・学ぶ・遊ぶ」(多賀城市観光協会ホームページ)	景観保全上重要な文化的建築物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑩	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月、仙台市) 「多賀城市公園・緑地等管理図」 (平成24年6月、多賀城市)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
（生活環境の保全性）		
C-⑪	騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域） 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域） 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑫	湧水 「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月、仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の枯渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

4.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表4-2(1)～(4)及び図4-1～3に示すとおりである。

配慮区分は、事業予定区域から各地域又は対象への距離及び本事業の特性（土地区画整理事業）を考慮して、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

・配慮区分○：事業予定区域に含まれており、直接的な影響が懸念される。
・配慮区分△：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
・配慮区分×：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-2(1)　保全等に配慮すべき地域又は対象（Aランク）

【Aランク：特に保全重要度が高く、事業の立地を回避すべき地域又は対象】

指定地域	配慮区分	選定理由
A-①　指定文化財（天然記念物）		
「苦竹のイチョウ」	×	事業予定区域との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
A-②　指定文化財		
「岩切城跡」 「多賀城跡(多賀城跡附寺跡)」 「山王遺跡千刈田地区(多賀城跡附寺跡)」 「多賀城碑」 「善応寺開山堂」 「原町苦竹の道知るべ石」 「東光寺の石窟群域・西平場」 「松森焔硝蔵跡」 「善応寺横穴古墳群」 「南安楽寺古碑群」 「伏石」	×	事業予定区域との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
A-③　登録文化財		
「十一面観音菩薩立像」 「毘沙門天立像」	×	事業予定区域との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：事業予定区域に含まれており、直接的な影響が懸念される。
配慮区分△：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
配慮区分×：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-2(2)　保全等に配慮すべき地域又は対象（Bランク）

【Bランク：事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象】

指定地域	配慮区分	選定理由
B-①　砂防指定地	×	調査範囲には、地すべり等防止法及び砂防法に関する指定地は分布していないことから、特に配慮は要しない。
B-②　地すべり防止区域	×	
B-③　急傾斜地崩壊危険区域	×	事業予定区域との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-④　風致地区「安養寺風致地区」	×	事業予定区域との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑤　緑地環境保全地域		
「加瀬沼」 「県民の森」	×	事業予定区域との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑥　保存樹木、保存緑地	×	事業予定区域との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑦　埋蔵文化財包蔵地（遺跡）		
「今市遺跡」、「鴻ノ巣遺跡」、「燕沢遺跡」	×	事業予定区域との距離は、500m以内であるが、埋蔵文化財包蔵地を改変するものではないことから特に配慮を要しない。

配慮区分○：事業予定区域に含まれており、直接的な影響が懸念される。
配慮区分△：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
配慮区分×：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-2(3)　保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク(1)）

【Cランク：事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-①　災害の危険箇所		
急傾斜地崩壊危険箇所 土石流危険渓流及び土石流危険区域	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-②　学術上重要な地形･地質・自然現象		
活断層地形「長町・利府」	×	事業予定区域内に存在するものの、本事業による地形の改変は地表面を計画しており、影響を及ぼすことはないと考えられることから、特に配慮を要しない。
活断層地形「大年寺山」	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-③　自然性の高い植生		
「七北田川等の河川沿いのヨシクラス」 「七北田川等の河川沿いのヤナギ低木群落(Ⅳ)」 「鶴ヶ谷中央公園のヒルムシロクラス」	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-④　植物生育地として重要な地域		
「洞雲寺のコナラ林」 「七北田川下流域の河畔植生」 「与兵衛沼周辺の里地・里山植生」 「榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地」 「県民の森」 「燕沢三丁目の緑地」 「加瀬沼」	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-⑤　宮城県レッドリストにおける調査群落		
「洞雲寺のコナラ群落」 「加瀬沼の池沼植物群落」	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-⑥　動物生息地として重要な地域		
「福田町の田園」	○	事業予定区域内の一部が当該区域に掛かっていることから､立地にあたって留意を要する。
「七北田川（中流域～河口）」 「低地の水田地帯」 「県民の森」 「与兵衛沼公園」 「加瀬沼」	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-⑦　鳥獣保護区		
「仙台（県設）」	○	仙台市の市街地に一様に範囲指定されており、事業予定区域も含まれていることから、立地にあたっては留意を要する。

配慮区分○：事業予定区域に含まれており、直接的な影響が懸念される。
配慮区分△：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
配慮区分×：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-2(4)　保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク(2)）

【Cランク：事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-⑧　自然的景観資源		
「高森山公園(岩切城跡)」、「鶴ヶ谷中央公園」、「与兵衛沼・大堤公園周辺」、「松森城跡」、「釦町通(ケヤキ並木)」、「加瀬沼」、「あやめ園」、「多賀城跡桜」、「六月坂桜」	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-⑨　文化的景観資源		
「多賀城政庁跡」、「高森山公園(岩切城跡)」、「松森城跡」、「塩釜街道」、「山王・南宮板倉」、「多賀城跡 多賀城南門政庁間道路(通称:ハギ大路)」	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-⑩　自然との触れ合いの場		
「七北田川岩切緑地」、「七北田川岩切大橋緑地」	△	事業予定区域との距離は、200m以上離れており、直接改変するものではない。なお、利用者のアクセスルートが主な工事用車両及び関連車両の走行ルートと交差する可能性があることから、間接的な影響が懸念される。
「山崎東公園」、「菖蒲沢東公園」、「鴻巣1号公園」、「畑中公園」、「山崎西公園」、「三所北公園」、「鶴ヶ谷東公園」、「岩切水分公園」、「三所北2号公園」、「三所北3号公園」、「山崎西2号公園」、「燕沢東二丁目公園」、「鶴ヶ谷東三丁目公園」、「燕沢東一丁目きただ公園」、「畑中2号公園」、「畑中東公園」、「三所北4号公園」、「燕沢中央公園」	×	事業予定区域との距離は、500m以内であるが、直接改変するものではなく、利用者のアクセスルートが主な工事用車両及び関連車両の走行ルートと交差しないことから、特に配慮を要しない。
・事業予定区域周辺1.5km内における 都市公園68ヶ所、都市計画公園14ヶ所、都市計画緑地5ヶ所の計87ヶ所	×	事業予定区域との距離は、自然との触れ合いの場の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑪　騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域）		
第一種低層住居専用地域	○	事業予定区域との距離は、200m以内であることから、立地にあたっては留意を要する。
第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	×	事業予定区域との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑫　湧水		
該当なし	×	特に配慮は要しない。

配慮区分○：事業予定区域に含まれており、直接的な影響が懸念される。
配慮区分△：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
配慮区分×：事業予定区域からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

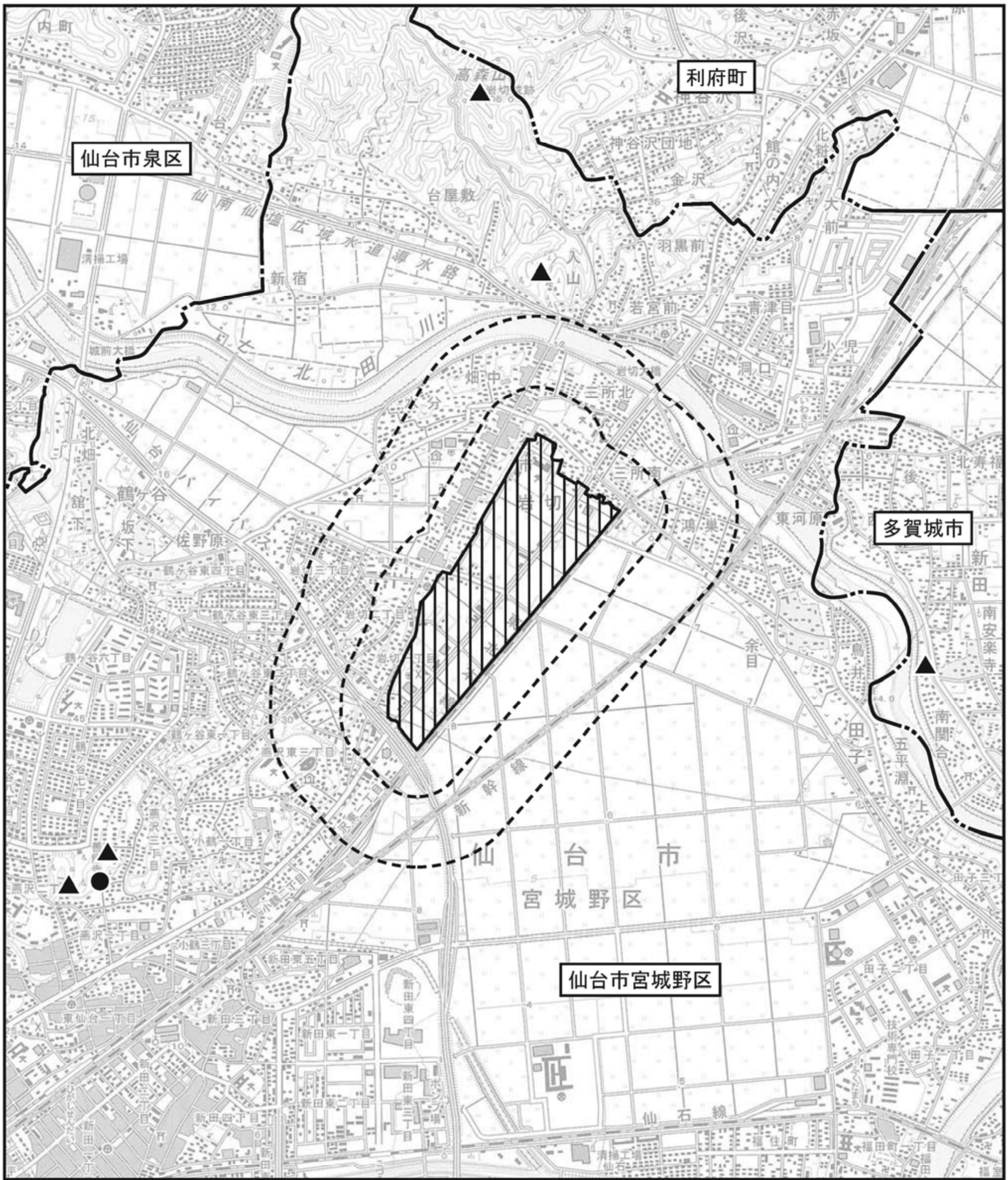

凡　例

事業予定区域　　　　▲ 指定文化財

市町界　　　　　　　● 登録文化財

区　界　　　　　　　事業予定区域から200m,500mの範囲

図4-1
特に保全重要度が高く、事業の立地を回避すべき
地域又は対象

S=1/25,000
0　200　400　600　800　1,000m

N

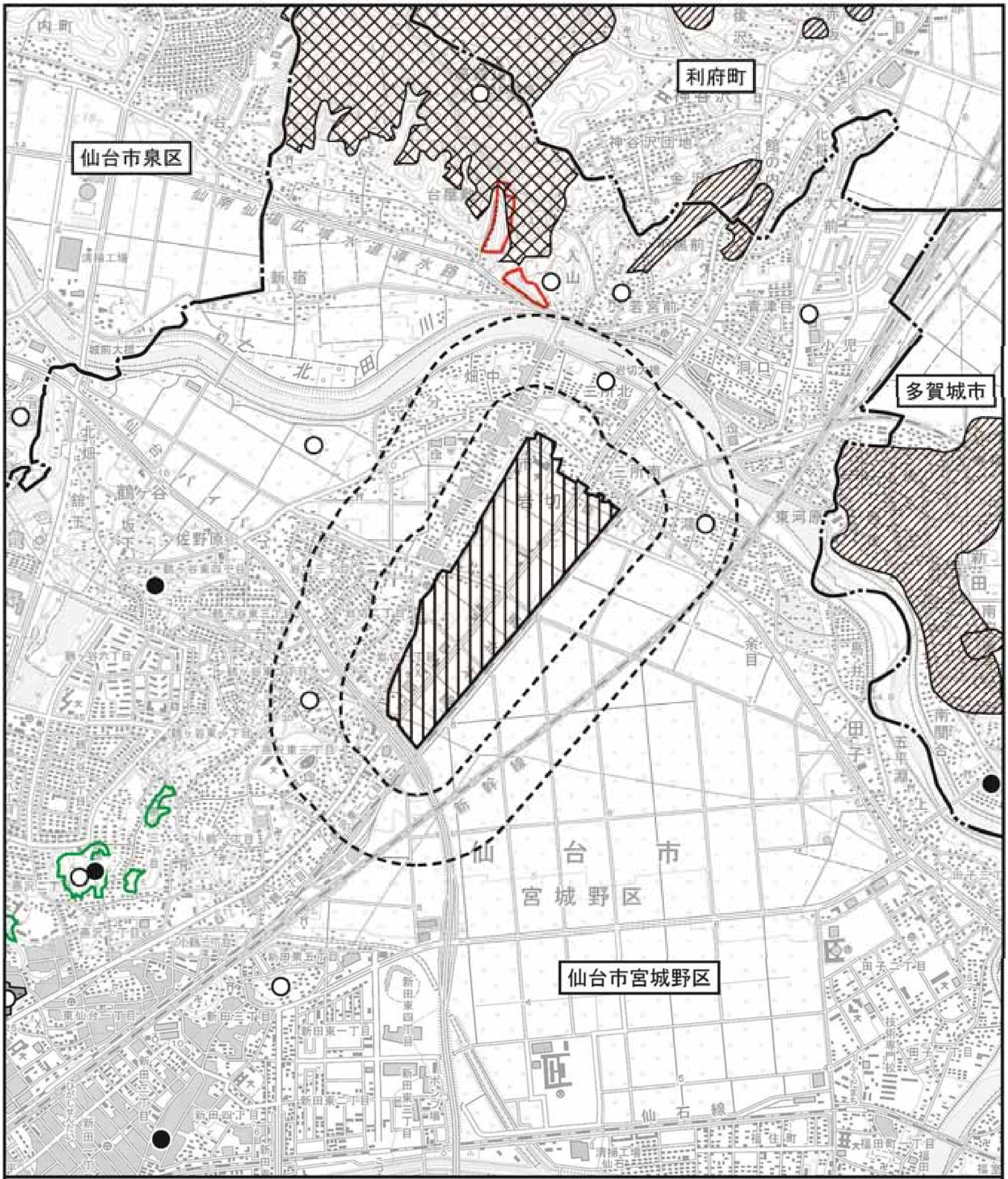

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 風致地区
- 宮城県緑地環境保全地域
- 保存樹木
- 保存緑地
- 埋蔵文化財包蔵地
- 事業予定区域から200m,500mの範囲

図4-2
事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

S=1/25,000
0　200　400　600　800　1,000m

N

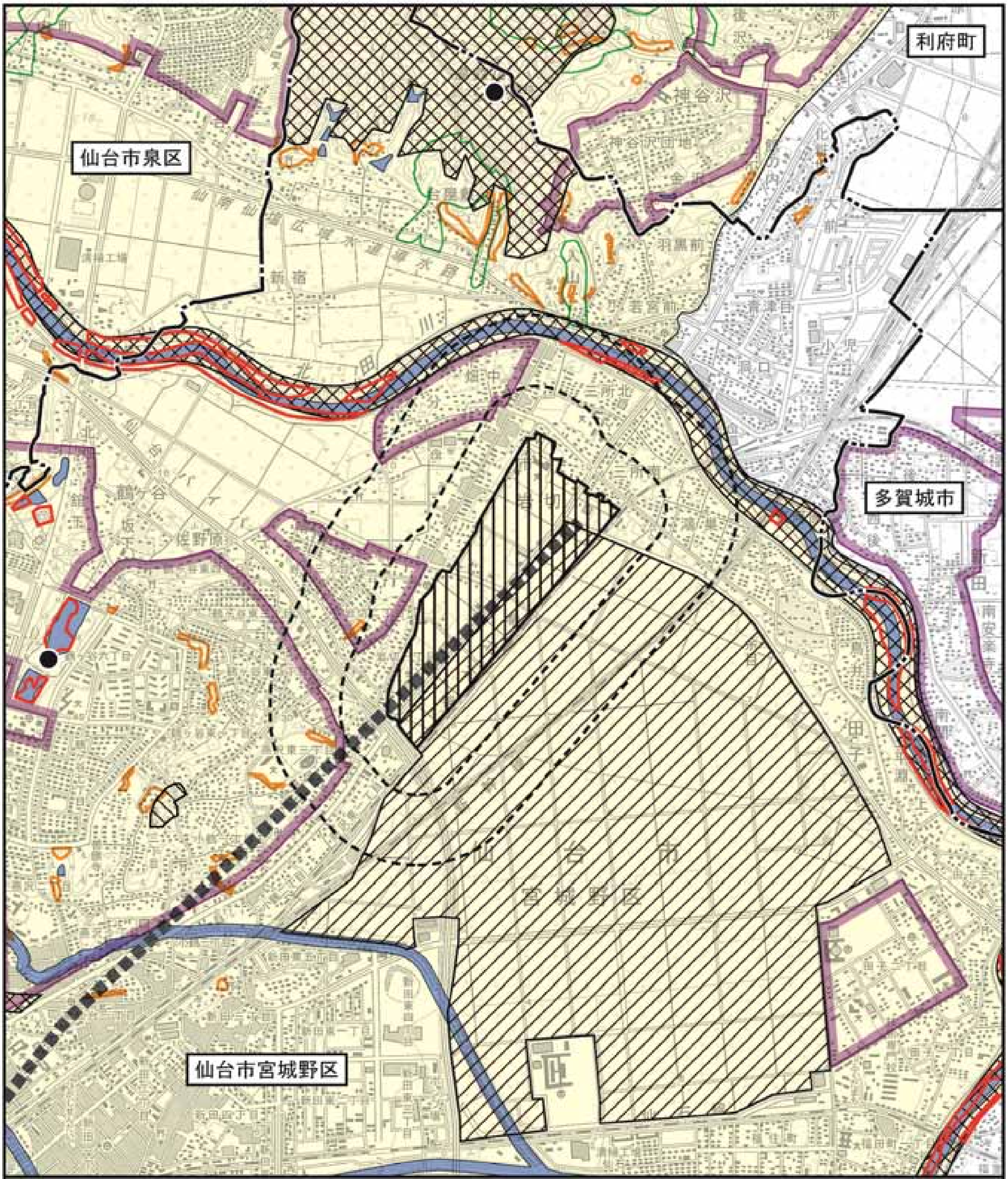

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 土石流危険渓流・危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 注目すべき地形・地質
- 自然性の高い植生
- 植物生育地として重要な地域
- 動物生息地として重要な地域
- 鳥獣保護区
- 主要な景観地点
- 騒音に係る環境基準のA類型
- 河川・湖沼
- 事業予定区域から200m,500mの範囲

図4-3(1)
事業の立地にあたって留意する地域又は対象

S=1/25,000
0　200　400　600　800　1,000m

N

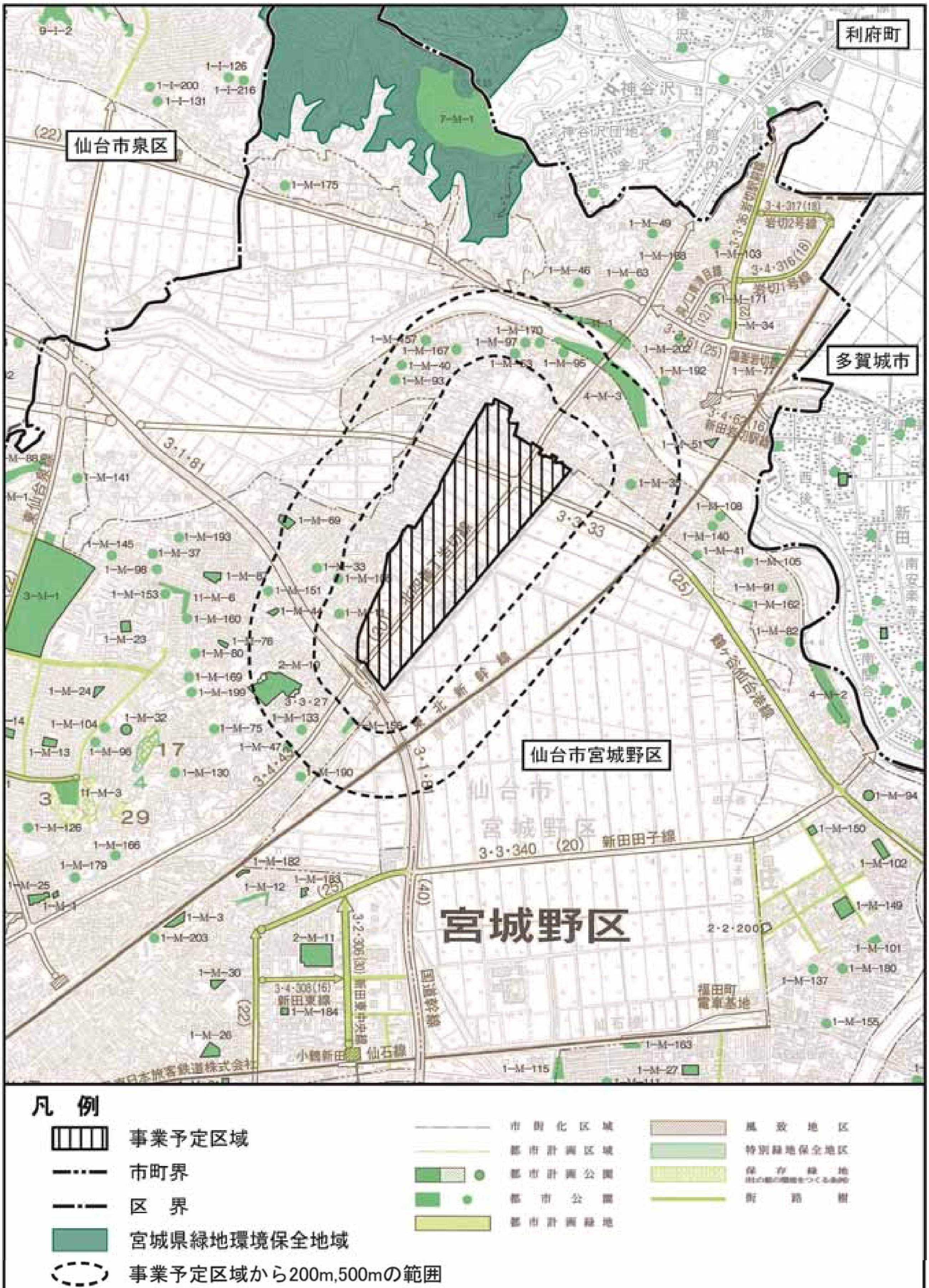

図4-3(2)
事業の立地にあたって留意する地域又は対象
（自然との触れ合いの場）

S=1/25,000
0 200 400 600 800 1,000m

N

4.3 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果

選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域又は対象」の選定結果は表4-3に、その位置は図4-4に示すとおりである。

調査範囲には、「事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）」及び「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分○）及び間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分△）は存在しない。

「事業の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分○）として、「福田町の田園」（C-⑥ 動物生息地として重要な地域）、「仙台」（C-⑦ 鳥獣保護区）及び「第一種住居専用地域」（C-⑪ 騒音に係る環境基準のA類型）を選定した。

また、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分△）として、「七北田川岩切緑地」及び「七北田川岩切大橋緑地」（C-⑩ 自然との触れ合いの場）を選定した。

表4-3　保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果

【Cランク：事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

指定区分	指定地域	配慮区分
C-⑥ 動物生息地として重要な地域	福田町の田園	○
C-⑦ 鳥獣保護区	仙台	○
C-⑩ 自然との触れ合いの場	七北田川岩切緑地、 七北田川岩切大橋緑地	△
C-⑪ 騒音に係る環境基準のA類型	第一種低層住居専用地域	○

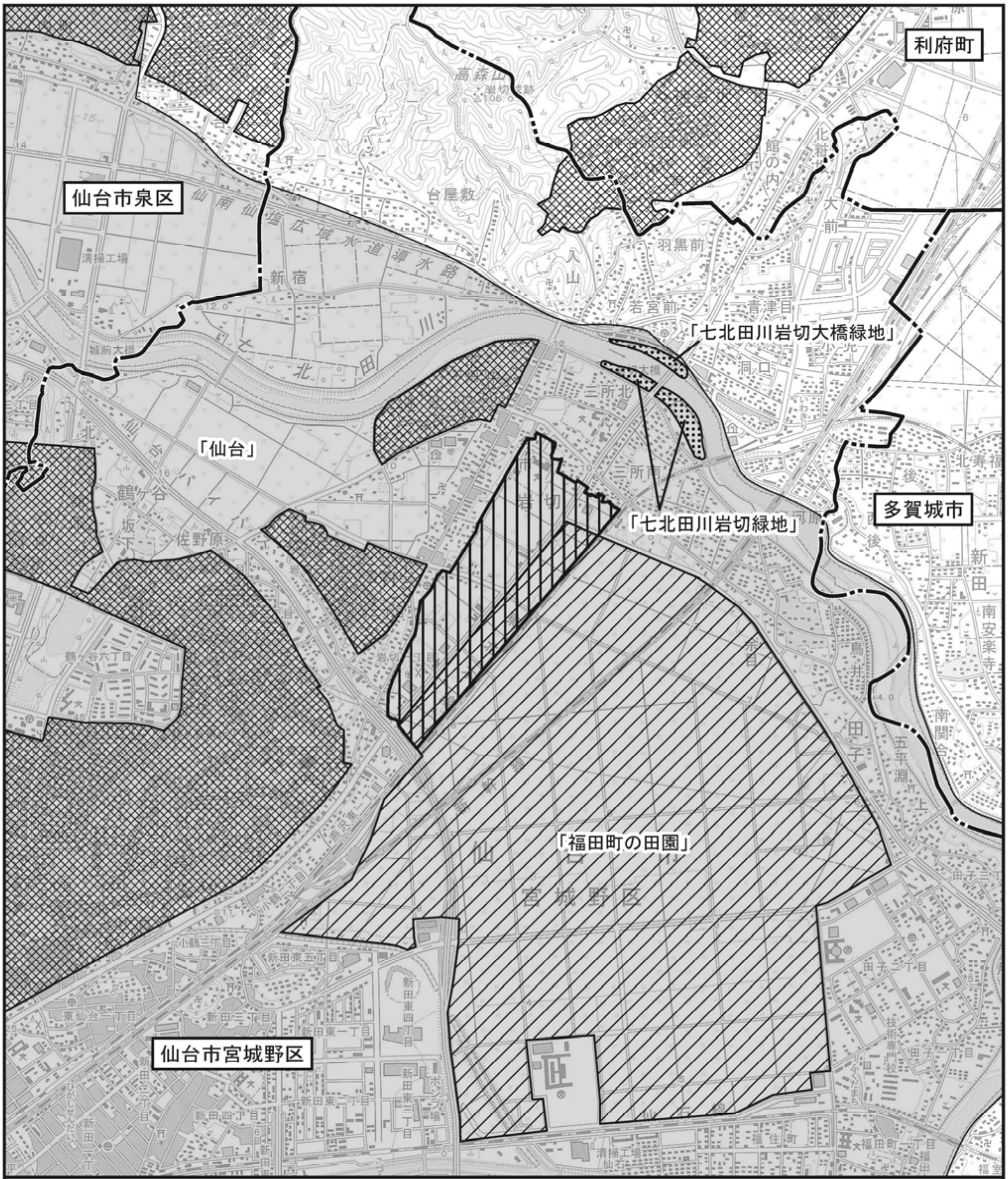

凡　例

- 事業予定区域
- 市町界
- 区　界
- 動物生息地として重要な地域
- 鳥獣保護区
- 自然との触れ合いの場
- 騒音に係る環境基準のA類型（第一種低層住居専用地域）

図4-4　保全等に配慮すべき地域又は対象

S=1/25,000
0　200　400　600　800　1,000m

4.4 保全等の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針

事業計画の立案、環境影響評価の実施に当たって留意すべき事項又は環境配慮の方針等は、以下に示すとおりである。

4.4.1 水象

調査範囲には、湧水は見られないことから、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意が必要な水象はない。ただし、本事業においては、盛土・掘削等を行うことから、施工方法等に留意する。

4.4.2 地形・地質

事業予定区域内に、学術上重要な地形・地質・自然現象である活断層地形「長町・利府」が存在するものの、本事業による地形の改変は地表面を計画しており、活断層地形「長町・利府」を含めて周辺の学術上重要な地形・地質・自然現象に及ぼす影響はないと考えられることから、環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、本事業においては、安全性確保の観点から、施工方法等に留意する。

4.4.3 植物

調査範囲には、自然性の高い植生や植物生育地として重要な地域が見られるものの、事業予定区域からの距離及び事業特性並びに事業予定区域内の現況植生、植物種、樹木の状況を考慮すると、環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、事業予定区域が東部田園地域に位置することから、土地利用に対する配慮事項を考慮しつつ、本事業の実施による影響を最小限に留めるように留意する。

4.4.4 動物

事業予定区域の東側の一部は、動物生息地として重要な地域である「福田町の田園」に含まれること及び鳥獣保護区に位置していることから、事業による直接的・間接的影響が想定されるため、可能な限りこれらの生息環境に配慮するように留意する。

4.4.5 景観

調査範囲には、自然的景観資源及び文化的景観資源の分布はあるものの、事業予定区域からの距離及び事業特性を考慮した上で、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、事業特性を考慮すると、事業予定区域周辺の眺望地点からの眺望の変化が生じることが考えられるため、市街地景観、田園景観との調和に留意する。

4.4.6 自然との触れ合いの場

事業予定区域周辺には、自然との触れ合いの場としての公園などが存在するが、本事業はこれらを改変するものではない。ただし、本事業の工事用車両や関連車両の走行による間接的な影響が考えられるため、工事計画や交通計画の立案に際しては、これらの影響を低減するよう留意する必要がある。

4.4.7 文化財

事業予定区域周辺には、指定文化財・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は存在するが、本事業はこれ等を改変するものではなく、事業予定区域には、指定文化財・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は存在しないため、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意が必要な文化財はない。

4.4.8 その他

事業予定区域に近接して、騒音に係る環境基準のA類型地域が存在するため、土地利用計画の施設用地配置、工事計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要がある。